

土木森林環境委員会会議録

日時 平成20年7月4日(金) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後3時20分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 山下 政樹
副委員長 堀内 富久
委員 深沢登志夫 皆川 巖 鈴木 幹夫 樋口 雄一
白壁 賢一 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 戸島 義人 林務長 千野 博 森林環境部理事 橋田 和正
森林環境部次長 長山 勝典 森林環境部次長 宮下 正範
森林環境部技監 前山 堅二 森林環境部参事 石山 利男
森林環境総務課長 宮島 茂 環境創造課長 渡邊 洋平
大気水質保全課長 森沢 敬 環境整備課長 橋田 恭
廃棄物不法投棄対策室長 時田 寛幸 みどり自然課長 望月 洋一
森林整備課長 岩下 正孝 林業振興課長 馬場 敏郎
県有林課長 杉村 直英 治山林道課長 深沢 武

県土整備部長 下田 五郎 県土整備部次長 丹澤 博
県土整備部技監 宮田 文夫 県土整備部技監 河西 邦夫
総括技術審査監 山本 力 県土整備総務課長 小幡 尚弘
美しい県土づくり推進室長 野田 祥司 建設業対策室長 斉藤 倍造
技術管理室長 井上 和司 用地課長 飯室 博 道路整備課長 上田 仁
道路企画室長 小池 雄二 道路管理課長 小島 康夫 治水課長 樋川 和芳
砂防課長 宮澤 佐敏 都市計画課長 手塚 茂昭 下水道課長 小野 邦弘
住宅課長 末木 正文 建築指導課長 望月 等 営繕課長 山本 誠司

議題 第七十三号 山梨県手数料条例中改正の件
第七十八号 山梨県風致地区条例中改正の件
第七十九号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第三条債務負担行為の補正中土木
森林環境委員会関係のもの
第八十一号 訴えの提起の件
第八十二号 指定管理者の指定の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時03分から12時09分まで森林環境部関係、休憩をはさみ午後
1時36分から午後3時20分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

第七十三号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(森林環境税について)

皆川委員 本会議で、環境税についての知事の答弁に、環境やまなし創造会議において論議することとしたいという答弁があったはずですが、この環境やまなし創造会議というのは、私はあまり聞いたことがないです。具体的に、どんなメンバーでどういうことを検討する会議なのか、教えてください。

渡邊環境創造課長 環境やまなし創造会議と申しますのは、本年度、山梨県の総合的な環境政策のあり方についてご議論いただくために設置したものです。本年度は6回程度開催する予定です。第1回については5月に開催したところですが、第2回目はまだ開催していません。メンバーについては、大学の先生など学識経験者、NPO、企業の代表者の方など15名の方に加わっていただき、山梨大学の中村文雄氏に議長をお願いしています。

総合的な環境政策として何を検討するかということですが、今年度はサミットなどもありますので、地球温暖化対策を含めて、クリーンエネルギーの普及や景観対策など、さまざまな議題について検討するものです。

皆川委員 一般的な環境について論ずる会議ですね。このメンバーの中に、税について詳しい人はいますか。

渡邊環境創造課長 特に税の専門家の先生は入っていません。

皆川委員 ということは、知事が環境やまなし創造会議においてまず論議したいということを行いました。その段階ではまだ環境税というところまで踏み込むかどうかということまでは考えていないということですね。

渡邊環境創造課長 環境やまなし創造会議はもともと税の検討をするために設置した会議ではなく、広く、環境政策全般についてご議論いただく趣旨で設けたものです。ただ、今回の議会で、森林保全も含めて、環境についての財源をどうするかとか、県民の行動や意識を変えていくために、税を活用した取り組みが考えられないかというご提案をいただき、ちょうど環境全般についてご議論いただく会議があるので、知事からそこでご意見を聞いてみたらどうかという指示がありました。会議の場で知事が答弁しましたように、まずは導入の可能性についてご意見をいただきたいというものです。

皆川委員 大体わかりました。全般的な環境問題の中で、環境税について、必要かどうかという論議もその会議です。一応、芽出しをするということですね。そうすると、税金、税務の専門家の人たちがつくった会議がまたあるかどうかかわかりませんが、税については、次の段階ということですね。今後、環境税についてはどういうスケジュールで検討を進めていくのですか。

宮島森林環境総務課長 環境やまなし創造会議でどういう方向性が出るかわかりませんが、もし山梨県として真剣に検討すべきだということになれば、来年度、環境税の導入に関する、税の専門家も含めた会議を設置して、そこで議論をしていくということになるかと思えます。

皆川委員 では、まだまだ具体的な内容を検討する段階にはとてもないですね。県は今のところ、ある程度時間をかけて、慎重審議を重ねながらやっていくという姿勢ですね。そう考えていいんですか。

宮島森林環境総務課長 そのとおりです。まだ知事は議論をしてくださいという段階です。

皆川委員 税金を導入するということは大変なことでありまして、さまざまな観点から徹底的に論議を尽くし、きちんと納税者に説明して、納得してもらえないとこれはなかなかできないことだと思いますので、ぜひその辺はあまり長くいたらやらなくて、短い期間で集中的に論議をして、さらに県民にわかりやすい説明をして、やるならやる、やらないならやらないという結論を出していただきたいという要望をします。

白壁委員 目的は何か、簡単にもう一回言っただけですか。

宮島森林環境総務課長 まだ導入することが決定もしていませんから、まだちょっと。

白壁委員 決定しているとか、決定していないというのではなくて、簡単に、目的とは何かということです。

宮島森林環境総務課長 あくまでも私見ですが、やはりそれをもとに、森林保全を含めて、より多くの環境に関する事業をしていき、それが県民の利益にはね返ってくると考えています。

白壁委員 森林の育成、県民の利益。総体的な中から、今からどういう形になるかにせよ、課税方法がいろいろあると思います。いずれにしても県民に広くかけるわけですね。その前に、例えば神奈川県で、当初60億ぐらいの予定が、何回か議会の継続審議になって見送られ、結果、今、10何億あるのかな。これが何の目的かという、神奈川県にも山林がある。その山林がある中で水質保全もしなければならぬ。ということに加えて、神奈川県の川の上流部に対する森林の育成、水質の保全も目的の中にあるんです。だから、もちろん神奈川県にお願いするときには、山梨県もやっていなければだめだとい

う話になるかもしれないが、神奈川県との折衝というのも絶対必要なことなんです。現状として、その辺はやっていますか。

宮島森林環境総務課長

神奈川県については、かながわ水源環境保全・再生施策大綱があり、将来にわたり、神奈川県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水の恵みの源泉である水源環境の保全、再生を推進することとしています。つまり、上流から下流までということとして、上流については、山梨県が位置しています。予定では、平成19年度から23年度までの5年間で、水質の調査または下水道の調査をすることになっており、実は19年度、20年度においては、山梨県で調査を実施しています。しかも、神奈川県のお金で実施しています。今後、その調査の分析に基づき、どのような事業ができるのかということを検討することになっています。定期的に両県で会合を持っており、10月には両県の課長クラスで会合をする予定になっています。

白壁委員

総体的に、県民から貴重な税を、もしくは、税になるのか何なのかわかりませんが、そういうお金をもらうのも、一つでしょう。しかし、それもいいが、例えば川下から少しでもこちらへいただく。我々の地の利を生かした、強みを生かしたものを表に出して行って交渉するというのは、まず最初、重要だと思う。ぜひその辺も考えていただきたい。税をとるということはあまり賛成はしない。しかし、ほかの県からお金をもらえるんだったら、大賛成です。

山下委員長

前回、森林環境税の話が私が少ししたときに、知事からは、税までまだ全く踏み込んだ形ではなく、まずは下流域の県といろいろ折衝を行った上で税を考えたいというお話をいただいておりました。執行部からの答弁では、税の話ばかりが少しくローズアップされてしまったので、その話が漏れてしまいました。基本的には、まずそういうことも含めながら、税のあり方を検討していくという考え方でよろしいですね。

戸島森林環境部長

今、委員長がおっしゃったとおり、まず税ありきということではありません。基本的に、本会議でも知事が答弁していますが、使い道や課税対象についても十分に議論し、さらに、森林が持つ広域的な恩恵をどのように県の政策の中に出していくかということも含めて考えなければならない課題がかなりあるという状況ですので、まず県民負担を求めるこのような制度については、広く多くの方に議論していただいて、それで、ほんとうに必要かどうかといった議論をした上でということになると思います。今の段階では、環境やまなし創造会議を中心にいろいろな方からご意見を伺って、可能性について議論してもらいたいと考えています。

(鳥獣害対策について)

鈴木委員

毎年、鳥獣害に非常に苦しめられている状況になっているので、保護管理計画の内容についてお聞きします。文書的にはわかっていますが、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルで、被害全体の87%を占めている。特に、いつも多いのはニホンジカですが、ニホンジカの場合は平成18年度から20年度の3年間で、適正頭数の4,700頭に減らすと具体的に出ていますが、この辺の対策を聞きたい。それから、イノシシとニホンザルについても、まずこれを聞きたい。それから、その内容について、市町村あるいは狩猟の関

係もありますので、対応をどのようにしていくのかをまずお聞きします。

それから、野生鳥獣による農林業被害については、平成15年度から比べると、数字的なものが相当違ってきている。倍以上違ってきていますね。たしか、17年度から算定基準が変わっていると思いますが、ただ、それだけで数字がこんなに違うのかどうか。それから、管理捕獲ということもありますから、その辺もお聞きします。

3点目に、やはり15年度から19年度になるわけですが、その内容について、狩猟、有害捕獲、管理捕獲という関係がありますが、この辺の数字をどのように見るか。被害額の中と同じような関係もあると思いますが、その辺を教えてもらえますか。

望月みどり自然課長

まず、被害については、イノシシについては、金額ベースで、平成17年度は1億300万、平成18年度は1億1,800万、平成19年度は6,400万と、19年度は減っています。ニホンザルについては、平成17年度が6,600万、平成18年度が7,800万、平成19年度が9,700万。若干増えていますが、被害面積で見ると半分になっています。これは金額のす果樹が被害に遭ったんだろと言われていています。ニホンジカについては、平成17年度が1,900万、平成18年度が2,100万、平成19年度が2,800万が農業被害です。全体的に、平成18年度が非常に多かったということが言えるかと思います。

捕獲状況については、ニホンジカの狩猟、有害捕獲、管理捕獲を合わせて、平成17年度が1,280頭、平成18年度が2,673頭、平成19年度が2,789頭と徐々に増えています。イノシシについては、平成17年度が1,833頭、平成18年度が3,987頭、平成19年度が1,636頭と、ここも平成19年度が下がっています。ニホンザルについては、有害捕獲と管理捕獲しかありませんが、平成17年度が219頭、平成18年度が672頭、平成19年度が401頭と下がっています。つまり、金額と捕獲頭数が平成18年度は非常に多かったという状況になっています。

対策としては、保護管理計画にあるように、まず、管理捕獲を行う、個体数の調整を行うということが一つあります。そして、それ以外に、狩猟の部分で減らす方法として、雌のニホンジカが解禁され、従来、雌のニホンジカについては、1頭しかとってはいけないというものを2頭とっていいということにしました。これは平成18年度に改正になっていますから、18年度の捕獲頭数が非常に増えているような格好になるかと思っています。そして、平成18年度から、猟期について、通常1月15日から翌年2月15日までですが、1カ月延長しています。その結果、イノシシ、ニホンジカについても、延長の期間だけで400頭程度ずつとれていますので、その効果も出て、捕獲が進んでいるということになると思います。あとは、農業の被害対策として、防除さくの設置、追い払いなどを行っています。

鈴木委員

数字的にはおおむねわかりましたが、具体的な対策として、一番被害を及ぼす雌のニホンジカは一応解禁されて、今まで1頭捕獲可能が2頭になる。それから、猟期が1カ月延長になる。この対策をどのようにしているのかというのは、私も素人だからわかりませんが、実際、市町村や狩猟をやっている方々にどのような周知の中で、県として進めていくのか。

それから、もう一つわからないのが、例えば算定基準を変えたただけでそういうこともあると思いますが、実際、県が対策を打って、こうなっていると

というのははっきりわからないじゃないですかね。計算方式等も17年度からはどのような設計、例えばこれだけの面積をこれだけの面積にしたとかいうことがありますね。その辺も教えてもらえますか。

望月みどり自然課長

これは農業サイドの話ですが、数値が変わり、被害面積を、従来は畑の1区画を食べられても、畑全部の被害面積としていた。それを今度は、食べられたところだけを被害面積としたということで、被害面積自体が変わっているようなことになっています。それは統計のとり方ということだと思います。

数値については、狩猟についても、狩猟した後、翌年度にとった結果をもらおうということで、当該年度のうちにどの程度になるかということ自体は実際わからないような結果になっています。目標頭数を決めるに当たっては、ニホンジカについては、モニタリング調査をしており、県内の32カ所で毎年調査していますが、どの程度の密度があるんだろうかということ进行调查し、それで、被害状況、捕獲状況を確認しながら、毎年の捕獲目標を決めているような現状です。

鈴木委員

そうすると、例えばニホンジカの場合は、4,700頭でしたと。個体数を考えると、例えば2,500頭。それは管理捕獲、狩猟があると思いますが、県として、例えば2,500頭という数字はどのようになっているんですか。

望月みどり自然課長

当該年度としては、前年度、最初、8,400頭を4,700頭にする目標があり、それについて、毎年、前年度の実績やモニタリング調査を見ながら決めていくわけですが、どこかで結局、頭数を推定しなければならないわけです。今年がちょうど推定する時期となっており、今まで捕獲をやった結果、ニホンジカが今年は何頭になっているかという、頭数の調査をすることとしています。

鈴木委員

最後に、こういう問題があるんです。狩猟期間が終わったのに、まだいっぱい出てくる。まだクマも出てくる、何が出てくると、よく言われます。そうすると、法律もあるかもしれませんが、そこに、地域に根ざした狩猟をやる方が行くんですが、県として、「ここまでいいよ」と線を引いてしまうんですか。というのは、被害がどんどん出るじゃないですか。そうすると、やはり法律でここまで決まっているが、それをまた延長するというのは、県の段階ではなかなか難しいんですか。

戸島森林環境部長

捕獲の種類として、狩猟、有害捕獲、管理捕獲という分類があり、一般のハンターの皆様にとっていただくのが狩猟、それから、有害な鳥獣が出た場合の捕獲、これが有害捕獲という分野です。今、先生がおっしゃったような形で被害が発生した場合には、この有害という分野の中で、市町村と連携をとりながら個体数を減らしていく格好になるのではないかと思います。

(林業の振興について)

樋口委員

木材の需要供給量について伺います。前回の2月の委員会の中でも議論がされたと思いますが、本県の林業のポテンシャルも含めて、ほんとうに需要がこの後どうなっていくかということによって、ほかの産業からの参入の可

能性が非常に高まる、あるいは見送るということになると思いますが、そのことについてお伺いしたいと思います。

用材や燃料、クリーンエネルギーとして、あるいは、高騰するほかの資材の代替にするものとして、林業が、国民生活あるいはさまざまな分野に木材を提供する産業として、これから成り立っていくのかということがありますが、加えて、新たな担い手を確保する道があるのかということで、その可能性を聞きます。

既にいろいろな議論があると思いますが、大学の先生方は、ロシアや中国、あるいは、今、発展が目覚ましい国々で今後、木材の需要がすごく高まってくるのではないのかという楽観的な見方をされました。特に山梨は「森の都」で、森林県ですから、そういったところの可能性を非常に述べるわけですが、それにしても、県も、あるいはそれぞれの地元も、森林組合も、もう少し打つ手はないのかなということをよく言われるわけです。そこで、木材の需要動向について、まず自給率の問題に関してお聞きをしたいと思います。

馬場林業振興課長 昨今、中国、中東、インド等々、いわゆる開発途上国と従来言われてきたような国が急速に発展しており、それに伴って、建築ラッシュになっています。ロシアの木材なども、以前は主要な輸出国は日本だということで、日本がお金を出せば、幾らでも買えたという状況でしたが、昨今は列車で中国にどんどん運ばれていって、なかなか日本で材を手当てしようと思っても無理になっている。また、ロシアも、国内で加工しようというふうに政策を変えていますので、輸出の関税をかけるということも聞いています。そうなれば、日本に丸太で入ってくるということはまずあり得なくなっているという状況です。

一方、日本については、昨年については、建築基準法等々の改正の影響等々もあり、住宅着工数等が落ちています。その関係で、これは昨年度、国が発表した統計ですが、総需要量は前年比5%のダウンということになっています。その中で、先ほど言ったように輸入の状況が厳しくなっており、国内生産の木材については、逆に5.8%上昇しているということです。自給率的にも、平成19年度の木材自給率が22.6%ということで、前年比2.6%の上昇。5年ほど前には20%を切っていたのが、19年度には22.6%になったということです。

内訳的に見ても、従来、20年、30年前は使われていましたが、最近ほとんど使われていなかった合板用に国産材を使うという動き等々が出てきており、国内の大手の加工場も、従来の外材主流から、国産材に目を向けてきたという状況ですので、今後とも、自給率という面で見れば、上昇の可能性はあるのではないかと考えています。

樋口委員 経済状況というか景気状況で、総需要量が5%減ったが、国内生産は5%増えた。ということは、自給率も増えているということですが、価格の面はたしか、少し前は、とても廉価な海外木材に、県産材のそれぞれの価格が高く、とても売れないよという話が主流だったような気がしますが、今はそうじゃない。価格もかなり廉価になって安定してきたと聞いている。その辺の直近の状況はどうか。

馬場林業振興課長 木材価格については、全く同じものではないので単純に比較はできませんが、従来、昭和の時期については、特に安い外材がどんどん入ってくるということが言われてきました。実際、米ツガと杉がよく比較されていますが、

米ツガのほうがはるかに安かったということです。平成に入りまして、平成の初期にその価格差は逆転し、今はもう、米ツガと杉は値段という面では大差がついてしまって、はるかに外材のほうが高いという状況です。

正確な表現ではないかとは思いますが、よく言われるのは、杉は世界で一番安い木材になっているという状況です。そういう中で、なぜ杉が売れないかということですが、やはり安定供給みたいなもの、供給体制が、外材はロットが大きくて、船でドーンと来ますので、注文即応体制みたいなことがとれていますので、そういうものが価格の差に反映されているのではないかとされています。

樋口委員

非常にいい傾向だと思います。そこで、今後、消費が拡大する見込みがしっかりと見えてくることが、産業として、非常に拡大していくことになると思います。なかなか大学の先生たちが言うように、地球規模の木材の消費拡大、需要拡大が本県林業の拡大につながるかどうかについてはちょっと不透明ですが、ぜひそのところの情報をしっかりと把握していただいて、林業とかを主にやっている人たちはもちろんですが、そのすそ野の人たち、あるいは他業種の人たち、今、一生懸命そのことを考えている人たちにも情報発信をしてほしいと思うところです。今後、そういった商品が拡大するという見込みがある程度定着するとか、根拠が出てくれば、しっかりと木を切り出していこうという方針を立てることが非常に求められると思いますが、その辺についてはどのようなお考えですか。

馬場林業振興課長

供給体制がなかなかしっかり整っていないので、山梨県の木を買っていただけないというのが一番の問題点かと思っています。その辺については、昨年、今度は岐阜にも大型合板工場が建つという情報もあり、また、茨城等々でも建設が進んでいますので、大型需要は今後とも続くと思います。

そういうものにこたえていくには、やはり山梨県で安定供給の体制をつくっていくことが大事ではないかということで、我々も昨年度から木材安定協議会を各流域ごとにつくり、森林組合とか、木材生産業者の方に入ってきて、山梨県の木は一体どうやったら安定的に供給できるんだろうか、あるいは、どれくらいだったらしっかり供給できるんだろうかということをお話し合っていて、整理をしているところで、本年度、ある程度成果を出すということでやっているところです。そういうものについて、山梨県でどうやって材を安定して出していくかということが決まってくれば、それをどこに売っていかうかという議論にも進んでいくのではないかと思います。

樋口委員

今おっしゃったことも今まで議論がなかなか進まなかった原因かもしれませんが、県土の8割が森林で、公の森林のパーセンテージが日本で一番高いという本県で、森林県山梨の素材生産量は、聞くところによると、非常に低い、最下位クラスであると。近くの千葉や埼玉よりも低いですし、同規模よりもちょっと小さい県の鳥取や島根よりも生産高が低いということについては、どこに理由があるのかお聞きしたい。

馬場林業振興課長

そういう状況については、いろいろな条件があると思います。山梨県の場合、非常に恵まれた自然環境にあるということで、富士山はじめ、景観あるいは自然環境の保全から見て、手が入られない森林が多いということも当然にあると思いますし、また、急傾斜でも頑張っているところは頑張っているんですが、地形的な制約からなかなか切れないところとか、土壌の関係と

かもある。

また一方では、4割以上が県有林ということの中で、県有林については計画的な伐採が進んでいる。ただ、私有林ということになると、逆に、木材業者がなかなかそういうところに手が回っていなかったということもありますし、また、非常に所有が零細、分散していて、特に他県と比べて、いわゆる篤林家というか、大きな山持ちさんがあまりいない。そういう中で、リーダーが育ってこなかったということもあるのかなと思いますが、結果として、なかなか民有林からみんなで木を切って売ろうという機運になっていなかったというところがあるのかなとは思っています。その辺についても、安定協議会の中でどういう要因があるのかということも議論して、どうやったら安定的にできるのかということを検討していきたいと考えているところです。

樋口委員

すばらしい景観あるいは自然を持つ本県だからということもあって、それは理解できますが、「チャレンジ ミッション」の中には、林業振興については残念ながら出ていません。何も触れられていません。「アクションプラン」では、力強い林業の振興、森林整備と林業の振興とありますが、「アクションプラン」はあと3年ありません。そして、「チャレンジ ミッション '08」は今年1年のことです。

もちろん書かれていないが、いろいろな事業、施策を展開していると思いますし、あるいは、来年、再来年はほんと、例えば路網整備とかが出てくるかと思いますが、やはり文字が出てこない、あるいは情報が発信されないとありますと、先ほど申し上げました、材料になる、燃料になるものが大きく育っている一方で、就業人口の1割の方を有する業界の方々が参入しようとか、あるいはそれを検討・準備をしようとか、あるいはちゅうちょしているような状況で、やはりもっと根拠を与えるといいますか、情報発信をするということ、今年ももうしていると思いますが、さらに見える形で出していきたいと強く思うわけであり、その辺の取り組みについては、2月の委員会でもかなり議論されたようですが、もう一度教えていただきたいと思います。

馬場林業振興課長

やはり森林林業についても、情報を出していくということは大事だと思いますので、一般消費者向けには、イベント中心にはなってしまっていますが、木材フェアを行っています。また、異業種参入については、本年度は5月に研修を実施したところです。新規参入の研修に10名の参加を得て、研修が行われたところです。そういうところで、入りたいという方には、技術的な支援を行いつつ、アンケート等々も実施し、そういう方々のご意見を踏まえながら、どのようなことができるのかということも含めて、今後考えていきたいと考えているところです。

樋口委員

公、私、両方を含めて、モデル地区をしっかりとつくり、路網の整備や材のストック、安定供給と、新たな本県版の林業再生モデルプランみたいなものを、できるできないは別としても、ぜひそれに向けて、ご尽力いただきたいと強く思います。他業種の参入というよりも、担い手として、向こうが求めるなら、こちらもしっかりと受け皿を、あるいは一緒に取り組んでいくという姿勢でぜひ取り組んでいただきたいと強く思うわけですが、その辺はいかがでしょう。

馬場林業振興課長 先ほど言いました安定協議会等々でも、本年度、モデル団地のようなものをつくり、集約化の取り組み等々のモデル的な取り組みを実施していこうと考えているところです。また、森林整備課の所管になりますが、作業道についても、モデル的に入れてみようという取り組みも開始しているところです。そういうものも活用しながら、実際、将来的に山梨県のどういう木がどれだけ出していけるのかということがわかってくれば、では、担い手はだれがやっていくのかということも明確になってくると思います。本年度、そのほか木くずバイオマス事業等々に取り組んでいます。そういうものの総体として、今後、山梨県の山をどう活用していくのかということについて、考えていきたいと考えています。

樋口委員

先ほど、環境税の話がありましたが、部長から、川の上下両方で一緒に、税だけじゃなくて、いろいろな協議をしていきたいなんて話もありました。まさにそのとおりだと思います。かつての全総ではなくて、今、国土形成計画の中で広域地方計画が策定されている中で、まさに山梨県は首都圏の中に組み入れられている。東京や神奈川に組み入れられていて、2月の議会が、その前に、知事も、上下流域の連絡会の中で、しっかりと山梨の優位性を主張し、一緒に取り組めるものは取り組んでいくと言っていますから、林業が産業として、自分たちの次世代もその次もしっかりと成立していくようなことをぜひ取り組んでいただきたいと思います。

議員になりたてのころは、小瀬で大勢の林業従事者の方々が運動会をしてにぎわっていたのを非常に覚えていまして、それが何年か前からなくなってしまった。あるいは、いろいろな林業関係者の話を聞きますが、非常に先細りのような話を聞くことが多いです。そういった中で、2月の議会の委員会のやりとりを聞き、法整備のことや、需要のことなどについても触れられていまして、体制が今度は新しい部長さん、新しい林務長さん以下になりましたので、ぜひこの体制の中で、来年、再来年の「チャレンジ ミッション」の中にそういったことが具体的に出てくるような準備を、もちろん今も施策に取り組んでいると思いますが、力強い成果が見られるような準備を着々と進めていただけますことをお願いします。

戸島森林環境部長 森林の整備、林業の振興は、先ほど話題になりました、地球環境の面でも、貢献するという事です。したがって、今、課長からご説明申し上げましたが、県も、一番上の森林所有者に意欲をまず持ってもらうためには何をするかということ、例えば施業プランナーを養成して、提案していくということも必要だろうと思います。

それから、実際に、施業を行う森林組合ほか、そういった方にも頑張ってもらい必要がある。それには、低コストで仕事になる仕組みをつくる必要があると思います。それから、下流の実際に供給をしていく先にも、受け入れてもらうだけの準備を我々はしなければならぬ。上流、中流、下流と、そういったすべてのところで林業を振興することによって地球環境にもよい、そういった流れができますように、我々も努力してまいりまいる所存ですので、これからもご指導をお願いします。

(コンビニの24時間営業の規制について)

皆川委員

いよいよ来週から、世界の環境問題について、洞爺湖サミットが始まります。その前に、最近、新聞等のマスコミで、コンビニの24時間営業への規制論議が取り上げられています。コンビニの24時間を規制することによっ

て、地球環境、温暖化対策、あるいは、CO₂の排出量の削減効果はどの程度あるのですか。私は疑問に思っていますが、わかる範囲でお答えください。

渡邊環境創造課長 コンビニエンスストアが加盟している、社団法人日本フランチャイズチェーン協会が、今回のコンビニエンスストアの規制の議論を受け、6月20日に発表した資料があります。これによると、まず、CO₂を含めて、温室効果ガスをどれだけ排出しているかということで見ますと、工場などの製造部門とか、運輸部門、自動車や船舶を除いた、その他の小売りほかの商業部門、これを業務その他部門と言っていますが、その中で、1.1%に当たるということで、日本全体で見ますと、0.2%程度だということだそうです。

24時間営業を見直した場合、どれだけ省エネ効果があるかということですが、まずは店舗の営業時間の見直しによって、CO₂排出量は4.49%減少するとしていますが、その一方で、物流のシフトなどをいろいろ変えた場合に、かえってCO₂が0.36%増加するということも言っており、コンビニ全体でのCO₂の排出量は4%程度の削減効果になるということです。先ほど申しました、全体の構成が0.2%、それに削減率4%を単純に掛けますと、日本全体で1万分の1程度の削減になるということだそうです。

皆川委員 1万分の1というのは、数字で言われるとわからないですが、どうなんですかね。1万分の1の温室効果ガスを削減することと、国民が生活を送る中で、24時間営業のコンビニを利用する利便性、あるいは、田舎のほうでは、明るい店が道の真ん中にあると、防犯上もいいんじゃないかみたいな、そういういい面とがあり、この論議については規制派と慎重派が分かれているようですが、今言った、1万分の1ということについて、どう思いますか。

渡邊環境創造課長 先ほど、1万分の1程度と申し上げましたが、小なりとはいえ、効果があることは確かに事実です。ただ、コンビニの24時間化というのは、これまでのライフスタイルとかワークスタイルの多様化に対応してきているという面がありますし、今、先生がおっしゃったように、防犯上役に立っているという事実もあります。こういう地域の実情とか、消費者のニーズがありますので、県として、一律に規制を課すといったことは、現時点では特段考えていません。

皆川委員 新聞各紙によって違うんですが、ある新聞は、県は、検討の余地ありとして、山梨県環境保全審議会地球環境対策部会などで、委員から要請があれば検討するというスタンスをとっているところもあれば、横内知事は、田舎の場合はコンビニはかなり公共的な役割を果たしているの、24時間営業の規制の必要はないと今のところ考えているということを書いているところもある。知事の考えていることとちょっと違うんじゃない。検討の余地ということについて、教えてください。

渡邊環境創造課長 いろいろな地域の実情や消費者のニーズもありますので、県として県内全域に一律に規制を課すということは考えていません。ただ、今年度は温暖化対策条例を検討する専門部会も設けていますし、環境やまなし創造会議という総合的な環境政策を検討する場もあります。県民の世論などを踏まえて、検討すべきではないかという意見が出てくれば、それは検討の余地もあるのではないかと思います。ただ、これもマスコミ等では言われていることですが、24時間営業をしているのはコンビニエンスストアだけではなくて、

ファミリーレストランとか、食品スーパーもありますし、あるいは、自動販売機のような、24時間作動しているものもありますので、仮に規制を検討するのであれば、コンビニだけではなくて、そうしたものについても、検討していく必要があるのではないかと考えています。

皆川委員 今年、地球温暖化対策条例や地球温暖化対策計画が策定されるわけですね。そういう中で、この問題を取り上げるということはあるですか。

渡邊環境創造課長 今年度、温暖化対策条例を策定する予定ですが、そのために、県環境保全審議会に専門部会を設置して、検討を始めたところで、まだ5月に第1回目の会議を開催したばかりですが、今のところ、会議の場でもそういったご意見は出てきていませんし、県でも、現時点では検討の課題として想定はしていません。ただ、今後、議論する中で、委員の先生方から検討すべきではないかというご意見が出てくれば、検討する余地はあるのではないかと考えています。

皆川委員 これから検討する可能性はあるということですね。

渡邊環境創造課長 排除はしないということです。

皆川委員 微妙ですね。新聞等によると、大きな県、東京都、神奈川、愛知、京都などは大分真剣に規制すべきだという検討をやっているようですね。それに対して、どちらかというと、あまり大都市を抱えていないようなところだと、それほど必要ないというような慎重論が多い中、私は今のところ、自分個人は非常に便利だなと思っているんです。夜中に出て行って、買えますしね。だから、今言った、CO₂の排出量が、それほど大したことはないという状況ですので、こういう問題が出てきても、慎重に論議をお願いしたいと思います。

(森林環境部の事業アピールについて)

仁ノ平委員 先ほどから話題になっている、環境やまなし創造会議の第1回の会議が5月に開かれたと聞いています。そのとき、委員の方から、こういう会議だからこそ、ペットボトルの水が出るのはいかがなものかという意見が出たように聞いていますが、そのことへの所見をまず伺いたいと思います。

渡邊環境創造課長 ご指摘の5月の会議において、こういう環境の会議なので、ペットボトルの水を出すのはよくない。水筒を持ち歩くとか、リユースのペットボトルが検討できないかというご意見をいただきました。ただ、環境やまなし創造会議は、1回の会議が大体2時間以上という長目の会議ですし、あるいは、次回以降、非常に暑い時期もあります。また、遠くからいらっしゃる先生方もいますし、マイボトルを持ち歩いていない先生もいますので、飲み物を出すのは必要だと思います。いろいろ発言をしていただく中で口を湿す必要もあります。ただ、出し方は考える必要があります。なるべくペットボトルのような、ごみが出るものではなくて、別の形で出し方は考えていこうと思います。当然、自分の水筒を持っていらっしゃる方もおり、そうした出し方については、実際に諸先生方の意見も踏まえて、考えていこうと思います。

仁ノ平委員 考えていくということで、今後の結論はまだですか。

渡邊環境創造課長 まだ、どういう形で出すかというのは考えていません。今、机にあるように、こういうコップで出すのも一つの方法です。ただ、持っていらっしゃる方には出す必要もありませんので、そこは初めから出すかどうかとか、そういったことはちょっと検討する余地があるかなと思っています。

仁ノ平委員 ペットボトルだけではなくて、そのとき、ペットボトルから紙コップなり、プラスチックのコップに移すなり、そんなことも問題になったかと思うんですが、私はそのことが話題に出たのを大変おもしろいな、興味深い話が出たなと思って伺ったんです。環境意識が今、大変高まっている。マイバッグもこの6月30日から県下一斉にスーパーで導入されましたし、そういう声が出たということは、森林環境部に、隗より始めよとか、足元から見直せというご指摘で、重要なことだったなと私は思っています。

そのことから、私がずっと感じてきた幾つかのことを思い出しました。それは、森林環境部の職員が持ち歩いている、例えば名刺。カレンダーの裏側を使っている名刺とそうではないのと2種類お持ちかと思うんですが、森林環境部の職員の方が持っていらっしゃる名刺、あるいは、私も気に入って、何年前につくっていただいたんですが、皆さんが今かけていらっしゃる、森林環境部独自の名前のプレート。こうした名刺なり、プレートなりが、皆さんがほかの部課に移られると一切使われなくなってしまふことを、ずっと残念というか、何でだろうな、逆に発信していけばいいのにとずっと思っていました。が、瑣末なことかなと思って、発言は控えていました。

例えば去年、委員会でペットボトルの水が出たことがあります。プラスチックのコップがついてきました。

名刺、名札、さまざまな会議、議会の委員会での水、それらのものに対して、こういう時期ですから、森林環境部発のアピールがもっとあってもいいのではないかと私はずっと思っていました。もちろん庁内の電気の削減などをこちらがイニシアチブをとっているのを承知しているんですが、県民にはなかなか見えません。見えるものでもっと実践をされて、アピールしていかれることが大変必要だと思うんですが、いかがですか。

渡邊環境創造課長 確かに、森林環境部の、県産材を活用した名札、カレンダーやポスターの裏面を活用した名刺については、県産材の活用、あるいは、ごみの減量化という効果はありますが、森林環境部の事業面のPRの面もあります。こういった名札とか名刺の場合は、各部でもPRに使っている面もありますので、一律全部というわけにはなかなかいかないとは思いますが、先ほど言ったようなペットボトルの飲み物の出し方についても、前回話題になったおかげといいましょうか、他の部からも、飲み物の出し方をどうしようかという相談を受けたりしていますので、そういった共通意識で、また深く取り組んでいきたいなと考えています。

仁ノ平委員 私も必ずしも、例えば福祉保健部の方が児童虐待防止のワッペンをつけていらしたり、乳がん撲滅のものをつけていらしたり、オレンジのあれで認知症対策を主張されたのはわかるし、すべて一律にしろという主張ではありません。ただし、洞爺湖サミットも間近ですし、今年は環境やまなし創造会議、あるいは地球温暖化対策条例もできる年でありますので、皆さんからの全庁への地球温暖化への取り組み、県庁一丸となってというか、いろいろなところでこのフレーズが出てきます。そういうときだからこそ、1万分の1より

細かなことだとは思いますが、ぜひ発信を、アピールを願うところです。最後に、それについてのご意見をお願いしたいと思います。

戸島森林環境部長 先生のおっしゃったことは非常に大切なことだと私も思っています。したがって、今、県では、県庁全庁に環境保全率先行動計画を適用させています。それから、本庁と北巨摩の合同庁舎には、ISO14001を取得しています。これは何かというと、エコオフィスをしましようということで、電気、ガソリン等のエネルギー、コピー、水、ごみの抑制などの方針を出しまして、取り組んでいるところですが、さらに意識を啓発できるように努力していきたいと思っています。

仁ノ平委員 ぜひ強力をお願いします。

(環境公益林整備事業について)

白壁委員 公益林の事業については、代表質問や、一般質問の中にも相当取り上げられて、個人的な費用は一銭も出さずというような話がありました。この事業の主たる目的をまずお示しいただければと思います。

岩下森林整備課長 森林にはいろいろな公益的機能があり、そうした機能を発揮させていくことが重要です。そのために今求められているのが、間伐をいかにしていくかということですが、林業が低迷する中で、通常、林業経営を行うという山でもなかなか間伐が進まない。そういう中であって、奥地の水源に近いような山などの公益性が非常に高い民有林の間伐が進まないということで、災害の発生等も心配されています。そうした公益性の高い民有林の整備を進めて、公益的機能を確保するというのが環境公益林整備事業の趣旨です。

白壁委員 5 齢級から 7 齢級近辺の木が相当あり、間伐することによって、その木を今以上に成長させたり、森林の育成をするということが主たる目的であろうと思います。

そこで、今、仁ノ平先生がつけられているこれも間伐、もしくは枝を斜めに切ったものですかね。杉ですね。間伐しながら、こういうものをこういうふうにご利用していただければいいんですが、公益林の現場に行きますと、切った間伐材が無造作にというか、無造作でもないんでしょうが、積み上げられている。「何でこんなもったいないことをするんだ」と言ったら、「いや、出すに出せない。道路がありません」「何で道路がないんだ」「林道がずっと向こうで、なかなか難しいですね」「県は一生懸命、今、モデル地区を設定しながら、路網はこうだとか、森林山梨県だからとかやっているぞ」という話をするが、なかなか難しいことを言う。

山梨県の森林なんて、量的にしたら、全国でも低いほうですからね。森林の面積比率が多いだけで、量的にはほんとうに少ないほうなんですよ。それでも、やはりこれだけ森林が多いので、これを有効活用しなければだめだということなんです。この辺はどうなっているんでしょう。路網もたしか、去年3カ所ぐらい、モデル地区として登録したが、今年もう実践されているんでしょうか。前年度の言い方をすると、今年30カ所、40カ所実施するような雰囲気だったのですが、その状況もあわせながら、お聞かせいただけますか。

岩下森林整備課長 森林整備をするために、簡易な作業路をつくるということで、昨年度から、

簡易作業路を進めるための技術者を養成するということとあわせて、モデル林を3カ所実施、登録しています。昨年の実績ですと、甲府市、山梨市、南部町のそれぞれ民有林において、合計3,000メートルほどの簡易作業路をつくって、間伐と間伐材の搬出を行っているところです。

白壁委員

いわゆる公益林事業はすばらしいことですが、保安林みたいなものですから、100%、国と県で間伐していただいたら、それから何年間かは手がかからないわけですね。そこに間伐しただろうと思われる木が置いてあるんです。それで、聞いたら、そういう話なんです。そこに、大橋式でも何でもいいですよ。今、どんなものでもいっぱいあるんだから、どんな軽作業路でもいいので、そういうものが近くに行っていれば、簡単に出せるじゃない。

次に出したものを持っていても、原木安で、売っても、チップにしても、お金にはならないわけです。そうであれば、さっき言ったようなバイオマスを考えてやるとか、さっき、げたとかという話がありましたが、何か違うものに、いわゆる価格の価値のあるものに変えてやる。こういうものまでやってやらないとだめです。いろいろ質問すると、また最後の質疑に対する答弁だけになるかもしれないので、前半のところを教えてください。

岩下森林整備課長

環境公益林の整備は、全額公費で森林整備をするということですので、その材を持ち出して、お金にするということは基本的にはできないということです。間伐をして、間伐材を出して、収益が上がるということですので、通常の造林事業によって、自己負担も一部していただきながらしていただくということが原則ですので、そうした状況の中で、たしか、環境公益林で間伐を行ったところの材は出されていないということが現状です。

白壁委員

そういう形だと、多分、これ以上進まないですよ。間伐を含めた造林事業にしても、3割自己負担と言われると、今、経営的にもなかなか厳しい。先ほども言われたように、担い手もない、高齢者。その中でやっていったら、造林事業に3割出せといっても出せないですよ。だから、山が荒れるんです。耕作放棄地どころじゃない。民間の山はみんな荒れているんです。それに加えて、今みたいに、切るまではこちらでするから、自分たちでそれは搬出して売るなり何なりしろと言われても、「じゃあ、うちは手をつけないでくれ」というふうになってしまう。

そこで、何かいい手がないかなと。というのは、この間もちょっと話をさせてもらったが、山梨県独自の方法的なものは何かないものか。もちろん、そこに道があるだけでも多少はいい。路網が整備されているだけでも多少はいい。それを今度は何かの方法で処理してやることを考えていったらどうだろう。

これから先は、今のままでいったら、公益林事業もなかなか進まない。森林組合が後押ししながら、何とかしろとやればやるかもしれないが、基本的には、個人的には、「ちょっと待ってください。手を出さないでほしい」となる。そこで、「造林事業がありますから、どうですか」。しかし、これも「3割出してください」と言ったら、「そんなお金はないわい」と、そこで終わってしまう。もう少し違うことを考えていかないと、ほかの県の大きいところのもっと平坦地の、山がそんなに急峻じゃないところと同じものを、国のメニューだからと持ってきても、もっと違うものを考えてやらないと、ここから先は進まないと思う。どうですか。

岩下森林整備課長 間伐を含めた造林事業というのは、国の補助、県の補助を合わせてやっているわけです。基本的には、個人の財産を形成するという側面と森林を育てる過程で公益的機能を果たすという側面の両面があるわけですが、基本的には、個人の資産を形成する部門というところにおいては、一定程度の自己負担をしていながら、山を育てていくということで進められており、これは全国で同じような状況です。

白壁委員 全国どこも同じにすると、面積が同じだとか、木の年齢級が同じだとか、樹種も同じだとか、山の傾斜もコンターも、同じような等高線だとか。しかし、そんなんじゃないですね。そこに従事する人たちの年齢も違うでしょうし、人数も違うし、産業として成り立っているかどうかも違う。だから、山梨県は山梨県独自のものを考えたほうがいいのではないかと思います。

千野林務長 先ほどから、岩下課長から話が出ていますが、やはり森林の持つ二面性、一方で、環境的に、まさに環境重視、公益的機能を重視する。もう一方で、個人財産である森林はということであれば、造林の補助金をということ。先生は、3割負担ということであれば非常に厳しいというお話ですが、通常、造林事業でやる間伐について、搬出などについては、かなりサポートはしてあるはずなんです。

ご承知のとおり、現在、林内に林木が結構放置されているのが非常にもったいないということも確かに言えると思います。ただ、それは基本的には森林の持つ公益性を高めるという行為であって、その線引きをした中でやっているわけです。環境公益林の事業そのものは、どちらかという、全国でも、山梨県の特徴を出していると思います。それは、個人負担がないわけです。冒頭、森林環境税の話で出ましたが、事例の中で、岩手県も、森林環境税を使って、岩手の森づくりをやっているのは、やはり協定を結んで、個人財産は手をつけない。やはり公益性を重んじるがゆえに、税金を投入するのであれば、切り捨てのまんまということも伺っております。

ただ、先生がおっしゃられますように、森林所有者の山へ向ける目をより今まで以上に高めるということであれば、材をむだにしないという方法は、我々県としても、今後考えていきたいなと思っています。

白壁委員 いずれにしても、例えば、5年、7年はほっぽっておいてもいいという人たちもいるんですね。こういう人たちで山を整備しなければならない。ただ、そこで切った材料を何とか出すためには、そこを回ったり、整備をしてやりましょうよ。そして、切ったものを持っていても売り物にならないわけだから、それをバイオマスだとか何かでいろいろなものに高度利用をかけてやりましょうよという考えで私はお話ししました。

(河口湖湖畔の違法建築物について)

今朝、朝日新聞に、河口湖湖畔の富士レークホテルで、露天ぶろの違反とか何とかという記事が出ていました。公園法の許可は、みどり自然課で出すものなのか、それとも、自然公園法だから、環境省で出すものなのか。例えばどちらがどういう規定の中で、どこがどういう形で出すのか。この新聞を見ると、みどり自然課の通報がおくれたというか、出先から連絡が来たが、河口湖にある管理事務所への通達がおくれた。これは県の落ち度ではないかを書いてあるが、自然公園法の許認可というのは、どういう種類のものがある、許認可の手続はどのような方法で行っているのか、まず最初、そこを聞

きたいと思います。

望月みどり自然課長

自然公園法の許認可は、建物を建てるとか、木を切るとか、そういう一定行為を行う場合に必要になります。ただ、その場所について、県と保護官事務所ですみ分けがあります。自然公園法の中には、特別保護地区という、規制が一番厳しい地区があります。これについては、環境省の所管となっています。

その次に、特別地域というものがありまして、それは1種から3種までランクがあり、規制が強いところから弱いところまで行くわけです。その中で行う建物の建築とか、木竹の伐採、土砂の採取などが許可の対象となるわけですが、建築物等については、一定の規模、1,000平米を超えないものとか、13メートルを超えないものは県で行っています。そして、木竹の伐採、土砂の採取については国の許可となっています。

この行為以外に、公園事業というものがあり、自然公園法地域の中で旅館や山小屋については、国で公園事業として認め、その中で旅館をやっていいよ、プールをつくっていいよ、駐車場をつくっていいよというような認可をしています。行為と公園事業と2つの手続の性格があります。

白壁委員

よくわからない。いっぱいあって、難しいですね。特別地域というのは、私たちが地元を知っているのに、「湖は2種だよ。だから、厳しいよ。なかなかできないよ。だけど、あそこのホテルは高いものができていたり、普通、住宅をつくろうとすると、セットバック5メートルなのに、建ぺい率が10の20なのに、なぜか知らないけれども、ホテルになるといいね」という話を聞く。それで、今の話が出るわけね。旅館業に対する何か緩和措置があるとか、いろいろあるみたいですね。

要は、今日の新聞の中で出ていたんです。これはほんとうに県が手抜きだと書いてあるんです。みどり自然課と書いてあるんです。「担当者が」と書いてあると、だれが担当なのかわからないですが。ここで、「レークホテル問題」と書いてあるんです。レークホテルの違反と思われる概要というのはどういうものなんですか。今、課長さんが言われるような中に入っているものなんでしょうか。

望月みどり自然課長

違反と思われるものについて、新聞紙上にもあるんですが、先ほど説明した公園事業、国が認めて、こういう公園をやっていいよ、その中でプールをつくっていいよという認可があるわけなんです、その認可以外に、露天ぶろをつくってしまった。認可を受けずに露天ぶろをつくってしまった。そして、駐車場も、「この程度の駐車場がいい」と言ったものを、大きく駐車場にしてしまった。

白壁委員

それはみどり自然課の所管ですか。

望月みどり自然課長

公園事業の中ですから、国の所管となります。そして、もう一つ、客室の整備、改修をしたというのがあったかと思うんですが、これについても、認められていた旅館の中の改修を許可なくやってしまったと、これも国の所管となります。あと一つ、河川法の関係がありますが、うちではないです。

白壁委員 ということは、ほとんど国だということですか。

望月みどり自然課長
 はい。

白壁委員 みどり自然課の範囲内を超えたものということによろしいのでしょうか。

望月みどり自然課長
 そのとおりです。

白壁委員 それを出先の建設事務所が丁寧にみどり自然課に報告してくれたということですが、規模だとか、いろいろなものがあって、みどり自然課の、いわゆる管轄外であると。それでも、せっかく出先から連絡が来たら、何かの方法をとったかもしれない。これでいくと、出していないと書いてあるが、実際どうなんですか。

望月みどり自然課長
 実際は4月30日に報告を受け、5月2日にメールで保護官にいただいた資料、情報を提供してあります。記者の質問に対しては、出したとも、出さないとも言っていないと思います。よって、情報を保護官に提供した、しないというような発言はしていないと思っています。

白壁委員 ということは、これは新聞がうそだ。だって、そう書いてある。読み上げてみる。「環境省富士五湖自然保護官事務所へ報告をしなかった」と書いてあるね。オールうそだ。間違いはないですか。

望月みどり自然課長
 間違いありません。ここにメールの写しもありますので、間違いありません。

白壁委員 では、容疑は晴れましたね。間違いなく、これは朝日新聞は違っている、誤報だということ。

(山中湖村における調整池への流路について)

一時期、山中湖で、雨水の調整池が問題になりました。ご存じですよ。そこでの調査が違うところのデータを使って、10何億とか数十億円のレベルのものをつくったということがありました。ご存じですか。あれは村でやっているから、あまり知らないよね。あれはいわゆる我々の先祖が残した入会地の中につくっている。県でいえば、県有地というのかもしれない。我々でいうと、我々の土地ということになんですが、我々の先祖が残してきた土地につくったものです。

その調整池の周りは全部県有地なんですが、流路がないんです。たしか、調整池ですから、雨水をためるための何かの水路がなければだめなんですよ、ないんです。あれは何のためにつくったかといっても、皆さん、わからないという話になってしまうと困るんですが、あれは間違いなく調整池なんです。今、その管理をしているのは皆さんなんです。その水路の件について、だれかわかる方はいますか。

杉村県有林課長　　ただいまの件については承知していません。場所、一時期問題になったということは承知していますが、その施設から先の流路等については今、承知していませんので、調べておきます。

白壁委員　　それは調べてください。いずれにしても、池のところに入ってくる水路も流路も何もありませんが、あれは何のためにやったかという、調整するための池です。何を受けるかという、広大な県有地からの雪解けの水を調整したり、火山防災の一面も多少はあるのかもしれませんが。あれは民用に使っていますから、防衛省の予算を使っているものです。ぜひそれは調べてください。

(旧足和田村における入会権について)

昭和41年に、我々の地域に大きな台風が来て、足和田の根場とか精進地区がありますが、根場は流されて、今はいやしの里というきれいなところになり、年間、相当数の観光客の来るいいところになりました。でも、そのところでは、まだ13名の遺体が上がっていない。その当時は、相当亡くなられたんじゃないですかね。僕も思い出しますと、消防車の後ろに乗りながら現地まで行くと、周りでは、みんな、近所の子供が泣いている、親は泣いているというような雰囲気だったんです。そこで、この人たちの家が流されました。流された後、残っているところも何軒かある。だけど、そこはともこれ以上住めない。

すぐ近所に丸尾がありました。丸尾というのは、溶岩地帯があり、昔、我々の先祖が、そこに行って、木を切ったり、木を植えたり、しばを刈ったり、いろいろしていた土地です。それがいつの時代かわかりませんが、その昔の御料林から、ずっと明治に行って、地租改正で明治政府が全部取り上げてしまった。その土地があるわけです。今は、県有地という名前になっている。そこに強制的に住みなさいと言われたんです。「ほかは危ないから、そこに住むわけにいかないから、ここに、県有地という、昔のあんたたちの土地があるから、それを県が貸してやるから、そこに住みなさい」と言われて、そちらに住んだんです。

それから、今、約40年がたちました。約40年ということは、生まれた子供は1歳から約40歳になるんです。そうすると、そこに思い入れがある。「お父ちゃん、この土地は私の土地なんですか。お父ちゃんの土地なんですか」と聞いたら、「いや、これは県有地で借りているんだ」「何で借りているの。自分の土地にできないの。」ということがあった。

ある人は県に「売ってくれ」と言った。でも、よく考えてみたら、旧村の足和田村はつい最近、合併したんですが、そこの契約になっている、県有地だということです。だから、転貸しているんです。「県に売ってくれ」といっても、県は「町に言え」という話。「町に言え」といっても、「それは県有地だから、県に言え」ということで、買えないんです。基本的に県有地は売らないんです。それが基本だと思うんです。流れというのはこんな感じです。

中には、家をつくろうといたら、銀行で、そんな借地の借地なんていうところにだれが金を出すかと言われた。中には、強引に、いわゆるプライムローンみたいなもの、いわゆる「フラット35」とか、公庫にかわるような証券化したものもあるんですが、そこで通ったという話も聞いているんです。でも、基本的にはだめだと言われるんです。まず、銀行がストップ。ついこ

の間も、私の知り合いの地元の議員さんが旅館をつくろうとした。旅館をつくろうとしたら、銀行が、「そんな転貸のところに金を貸すかい」という話になった。その方はいろいろ考えて、どこかから借りたんだと思いますが、今、事業が進行中です。そうやって、みんな、苦労しているんです。

その当時、災害によって、「こっちに住みなさい」と移住させられた。いいですか。移住させられたんです。そこに住んでいて、「さあ、そこを建てかえよう」とか、「私の思い入れのある土地だ。それを自分のものにしよう」といってもできない。建てかえようと思ったら、銀行が金を貸さない。こういうことがあっていいものなんでしょうか。まず最初に、民法263条、民法294条から入って、県有林課長の考え方をお聞きしたいと思います。物権についてです。

杉村県有林課長

委員がおっしゃったとおりに、昭和41年、根場の大水害があり、それで、集団的に移住をするということで、元あった集落の近くに、根場移住地として、貸付面積が9ヘクタール。西湖の東のほうの、やはり災害がありましたところの住民の方たちの移住地として、西湖の西、南のあたりに12ヘクタール。もう一つは、精進湖の北のほうで、やはり災害のおそれがあるということで、精進湖の南、国道から少し入ったところに精進の移住地4.8ヘクタールという面積で、移住地を設定し、その当時の地元の役場、村を通して、県有地を提供しています。明治44年、恩賜林ご下賜となり、県有地として、県が管理をしており、その土地をその方たちが移住してお使いになっているわけです。

そのうちの何人かの方が借りているところを自分のものにしたい、売り払ってほしいという声が上がっているということは、委員からもお聞きしています。県としては、今の管理条例によると、個人には県有地の売り払いはしない。公共、公用、公益性のあるところについて、売り払いも可能という管理条例があります。それによって、県は判断させていただいているんですが、今の根場については、当初からの居住戸数として66戸、66区画、さらにそれにまつわる周辺の公園や道路がありますが、66戸の方々が、皆さんの総意をもって、村へ意見を上げていただいて、村がこうやっていただくことということで、また対応をしていきたいと思っています。現在のところ、そういうお答えになります。

白壁委員

民法263条、294条についての県有林課長のとらえ方をお願いします。いわゆる物権で、民法上の団体集団の入会権です。入会権というものは、国家権力対地域村落共同体構成員の団体の闘いです。それが現在まで残っている入会権というものです。それについて、お答えいただけますか。

杉村県有林課長

263条については、共有の性質を有する入会権については、各地方の習慣に従うほか、本節の共有の規定を適用する。それから、294条については、共有の性質を有せざる入会権については、各地方の習慣に従うほか、本節の規定を準用するという文言です。先生がおっしゃっている入会権については、民法上、共有の性質を有する入会権と共有の性質を有せざる入会権があるという文言が条文になっています。

内容といいますが、その中身、入会権があったという話ですが、県有財産になって以来、県は入会慣行という言葉を使っていますが、入会の慣習、慣行は尊重するという立場でずっときています。入会権という文言は、入会慣行ということで、管理条例の中にもあり、それによって、管理をしていると

ころです。

白壁委員

入会権というのは、いわゆる物権、財産権的なものなんです。入会権を慣例的だとか、慣習的だとか、慣行的だとかというのは、入会権が発生する前の段階の話であって、民法上で規定されてしまったものについては、慣行だろうが、慣例だろうが、そんなことは全然ないんです。この法的な中でうたわれている入会権ですから、これをどうとらえるかというのがまず基本になれば、ここから先へは進まないんです。

またいいですか。昔々、あの地域に人が住んでいました。その人たちが生活の糧に、山に木を切りに行ったり、燃し木を切りに行ったり、畑をつくったり、いろいろな山菜をとったり、自分の子供のためにそこに木を植えました。今で言うと、部分林とか何とか、いろいろ言うらしいですが、そこに木を植えました。それが個人もありました。だけど、昔は大体、団体的なものだったので、共同体を構成していた。その人たちの共同体の地域があったり、個人的なものも近所にあったというところがまず基本にあるんです。それが、いつの時代か知りませんが、県有地になったんです。そのことについてはご存じですか。

杉村県有林課長

それぞれ性質があるとは心得ています。

白壁委員

いつの時代かというか、今言った、44年3月11日。地元の恩賜林議会は、その日を命日と定めて、絶対にここに来ないんです。その日に議会をするんです。ここから地元連絡が来ますと、「いや、今、議会中だから、3月11日までは出られません」と言う。記念日なんです。土地を没収された記念日と言われてますから。県からすると、恐れ多くも天皇陛下から下賜された記念日なんです。地元からすると、地元の土地を取り上げられた記念日として、今でも綿々として続いているということです。最近では3月11日というのはちょっとずれるときがありますが。

さて、その土地に災害がありました。そこで、強制移住をされました。間違いないでしょうか。

杉村県有林課長

強制移住とはとらえていません。村の要望で県有地を提供したと心得ています。

白壁委員

その当時の人たちに聞くと、「ここは危険だから、こちらへ出る。ここに住んでいてはだめだよ」と言う。それが今のいやしの里です。あそこにほんとうは住みたかった。古いうちがまだ1軒か2軒残っているんです。でも、そこに住んではだめだと規制されているんです。そこは生活できないんです。そういう地域なんです。それは指定されているらしいんです。だから、住んではだめだから、では、どこへ行くんだといったときに、「昔のあんたたちの土地があるでしょう。そこを貸してやるから、そこに住みなさい」と言われたんです。これを強制と言わずに何ていうんでしょう。

杉村県有林課長

その辺は何とお答えしたらいいかわかりませんが、災害が起きた場所、災害が起こる可能性のある場所ということで、危険だから、皆さんの安全安心のために、比較的近い県有地を提供して、その地域の方たち全員が散り散りばらばらにならなくても済むような形で集団的に移住できる土地、県有地を提供しているというふうに心得ています。

- 白壁委員 では、強制ではないと。それにしても移住させたわけです。住もうと思っ
たら、だめだと言うんです。そこに住もうと思い、「うちがあるんだから、
住まわせてくれ」と言ったら、だめだと言われた。ほかに土地がないんです
から、こちらへ移されたんです。それを強制じゃないと言えば、それでもい
いでしょ。
- その後、そこに住んでいたわけです。その土地を売って、もう40年くら
いたつわけです。それだけ住んでいると、そこに思い入れがあるんです。そ
れを「売ってくれ」と言ったら、売ってくれないと言うんです。契約はどう
いう形になっていますか。
- 杉村県有林課長 土地の賃借の契約については、山梨県と、現在、町村合併していますので、
富士河口湖町が当事者になっています。
- 白壁委員 県有地というのはみんな、どこかのところをクッションに入れて、貸して
いるものなんですか。それとも、1対1なんですか。直貸というんでしたっ
け。どちらのほうが多いですか。
- 杉村県有林課長 先日、県有地の土地の利用状況ということで、1ヘクタールを超える貸地
について、県のホームページにその状況を載せています。中には、地域の市
町村、地元の保護組合、さらには、個人に貸しているところもあります。必
ず市町村を通してというところでないところもあります。
- 白壁委員 ということは、市町村を通したほうが多いということですか。
- 杉村県有林課長 市町村または地域の保護団体を通してというか、そこへ貸し付けていると
いうところが多いです。
- 白壁委員 間違いなくそうでしょう。保護団体が管理団体としてやっているから、間
違いなくそういうのが多いです。でも、例えば今みたいなケースの場合、本
来からいったら、県有地を個人に貸すほうがベストなわけです。なぜローン
が通らなかったかという、個人と地元の町とで契約をし、町と県とで契約
しており、直接的ルートではなく、いわゆる地役権というか、既得権的なも
のがなかなか明確ではないから、お金を貸さないというのがまず第1点にあ
ったようです。
- 今、現状として、県と個人で土地を貸し借りしているというのは、ほかに
はないんでしょうか。
- 杉村県有林課長 ホームページをごらんいただいてもわかりませんが、個人に貸し付けている
ところもあります。先ほどの住宅についての資金ですが、前の住宅金融公庫
の時代から、県と公庫で協定を結んでおり、今、委員もおっしゃいました「フ
ラット35」というようなもので資金が借りられるようにはなっているはず
です。
- 白壁委員 まず借りにくいんです。普通は謄本があって、そこに抵当権を設定です
から、一たん、窓口へ行くと、謄本を持ってこいと言われる。そこに今度は建
物をつくって、表示をして、保存をして、そこにまた抵当権の設定をかける
というのが一般的な流れですから、そこに持っていくと、「謄本がありません

ん」「賃貸借契約書が富士河口湖町と私とのがあります。これです」「でも、元地主は県じゃないですか。これは厄介なんです。極めて厄介。

だから、もう一度聞きますが、現状的に、個人と県との貸し借りしている土地というのはあるんでしょうか。

杉村県有林課長 比較的最近、新たに貸し出すということはありません。管理条例、恩賜県有財産になる以前から借りているというような歴史的経緯のあるところ、それと、公・民界に接しているところで、一部、境界をはみ出しているという、家を壊すわけにはいかないところについて認めて、個人に貸しているところもあります。

白壁委員 富士北麓地域は結構そうなんです。境界が確定していないようなところで、溶岩地帯のところを境界としているところはなかなか難しいところなんです。だから、そうになっていることはわかっているんですが、類似するような、いわゆる強制ではないにしても、私は強制と言いたいです。県の指導によって、ここに住むんじゃなくて、こちらへ住めと言われたところはほかにあるんですか。

杉村県有林課長 ほかにありません。今申し上げた根場、西湖、精進の3カ所です。

白壁委員 3カ所というのは、西湖南と根場と精進ですね。そうですね。西湖南というところですね。

もう時間ですから、ちょっとお聞きしたいんですが、やはり平行線かな。住んでいる人たちが土地を売ってほしいと言う。だけど、借地料のほうが固定資産税よりも安いんです。だから、中には売ってほしくないという人もいます。一生住ませてほしいという人もいます。だけど、中には売ってほしいという人もいます。そのときに、売ってほしい人には売ってやって、貸してほしい人には貸してやるべきではないのかと思いますが、そこはどうですか。

杉村県有林課長 お気持ちはわかりますが、これは一つの面で、県有地、県有林の管理の面から申しますと、例えば根場の場合ですと、66戸区画があるうちの1つだけ、ないしは10戸あったとしても、それが飛び飛びである。それを個人の方に売り払うということになると、やはり当然、分筆をして登記をする形になります。まずその辺の作業が非常に複雑。それと、現在、県有地から飛び出している、民地の中に入っている県有地については、極力、管理上という事情もあり、売り払いをしていこうというスタンスをとりますので、それをあえて県有地の中へ民有地を取り込むということになりますと、管理が非常に大変となりますので、正直言うと、町が一括して買っていただければ、一番いい方法かと思います。

白壁委員 管理からいえば、そこを歯っ欠けにするよりも、それでも、宇富士山の中に点があって、その部分がスポンと抜けていて、実際には、中にくいが入っているんですね。それで、面積が200坪とか300坪で分かれています。それを町が買ってあげれば一番楽なんですね。町も県と同じ、財政的不如意なんです。「さあ、買え」といっても、なかなか、そう簡単に買えない。であれば、町にくれるなんていう手もある。管理が大変なことから、町に任せて、「町にくれるから、あんたたち、好きにきなさい」という手も

あるかもしれない。それは別として。

だから、もともと川のふちに住んでいました。その人たちが台風によって住めなくなりました。土地はほかにありません。そうしたら、県から「こういう土地があるから、ここに住みなさい」と言われた。そうしたら、「いや、こんなところは嫌だ。私はこの土地を売って、元のところに移りたい」と言っても、住めなくしてある。住めない地域にしている。この人はどこへ行くんでしょう。だったら、この人はここに住みたいが、「私は借地なんか嫌だ。ここをぜひ売ってほしい。ここに住みたい」と言う。であつたら、売ってやることも人情ではないでしょうか。ということで、これはまだ継続します。ライフワークでやります。

千野林務長

手を挙げようと思っていたものの、継続だということですが、基本的には、一番最初の根っこの部分で、先生のお考えと、我々が後から聞いた話で、それが強制移住か、その辺の問題から入って、非常に難しい部分もある、食い違いの部分もあるかと思えます。それと、やはりもう一つの、入会慣行、入会権の話で、3月11日の話が出ましたが、一応、我々とすれば、恩賜県有財産は県民共有の財産であるということで、基本的には個人への売買はやってないです。そこだけ一言言いたかったんです。

主な質疑等 県土整備部関係

第七十八号 山梨県風致地区条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第七十九号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第三条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

皆川委員 準特定優良賃貸住宅というのは具体的にどういうものか教えてください。

末木住宅課長 2月の議会でご議決をいただきましたが、特定公共賃貸住宅というものがありません。特定公共賃貸住宅は中堅所得者向けですが、その入居率が悪いものですから、国土交通省の認可を得て、公営住宅と同じように、低所得者を対象とするものに転換しました。それが準特定優良賃貸住宅です。

皆川委員 わかった。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第八十一号 訴えの提起の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第八十二号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(単品スライド条項の運用について)

鈴木委員

単品スライドの運用について、1点お聞きしたい。工事請負の25条5項に「特別な要因により工期内に」という文言があるんですが、この「特別な要因」という点についてまずお話をさせていただきたいと思います。

井上技術管理室長

単品スライドとは、公共工事標準請負契約約款25条5項にうたっているものです。「特別な要因により、工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲または乙は請負代金の変更を請求することができる」とされています。今回の「特別な要因」とは、鋼材の原材料である鉄鉱石の価格の上昇、石炭の価格の上昇、世界的需要増に伴う鋼材価格の急騰、原油価格の高騰等です。

鈴木委員

業者は必ずこういうものがあるわけで、確かにガソリン代、油代、鋼材代、直接工事費、それから、その他経費もあるわけです。額面上はわかるんですが、例えば燃料代の変動した部分と鋼材代の変動した部分は、工事によっても差異はあるわけです。端的に言って、これに、全体額の1%分とあり、工期が長ければ長いほど、スライドはするのかなと思うんですが、この1%というのはどう見るんですか。

井上技術管理室長

例えば1,000万円の請負の工事とします。1,000万の1%は10万円です。そういった例において、工事の中の鋼材に関する部分が10万円以上上昇した場合、例えば鋼材に関する部分が20万円になったと仮定します。その場合は、20万円のうち、1%分の10万円は受注者が負担しますが、1%を超える部分、この場合も10万円ですが、10万円を発注者が負担するということとなります。油類についても同じ考えです。油も鋼材もどちらも対象になれば、それをプラスしたのから、やはり10万円を引いた額を発注者が上乗せするということとなります。

鈴木委員

私どもは素人ですから、単純に、今、厳しい建設業界の中にあって、おのおの、県の工事とか国の工事をやっていますが、現実担当官から見て、実際工事をやっている建設会社としたら、この辺はどうなんですかね。実際にやっている人たちには、多分その1%というのは有利ではあるが、厳しい経営の中にあっての単品スライド制というものが、建設会社にとって、ほんとうに浮揚策になるのか、建設会社と接してみてもどうなんですか。

井上技術管理室長

今後の資材の上昇というのがわかりません。不確定な部分がかなりあります。それから、工期の長い工事においては、その不確定部分がまた非常に大きいわけで、現時点では、あまりにも不確定要素が多過ぎて、見解というものはありませんが、鋼材を多く使っている工事などでは、この単品スライド条項が適用になる工事が出てくるだろうと想定しています。

鈴木委員

まず私らがいろいろ調査して、入札について聞いたら、書類がこのくらいあるんですってね。「これは何とかならんものか。なぜこんな」と言っていたら、1人の職員か2人の職員が専門にかかってやって、まだつくる。「それを通して判こをもらわないと、工事ができんだよ」と言われてしまった。いろいろ聞いてみると、簡素化してきたこともあるが、まだまだ簡素化というものの位置づけが、業者側と県側で違うと思うんです。これはどうしろとは言えませんが、現実的に、各建設会社の皆さんはその辺の事務手続という

のがあるんです。もう少し簡素化できるものはやはり簡素化して、なるべく時間がかからないようにすることが、やはり1%どころの騒ぎじゃないかもしれせん。これも課題として置いておきますから、この辺をよくまた検討していただいて、進めていただきたいと思います。

それから、実際に、このことが、建設会社にとって、特にこの厳しい中でどうなのかと思うんですが、そのほかには何か、例えば浮揚策になるようなものができればなと思うんですが、そういうもののお考えは別にはないですか。

井上技術管理室長 単品スライドに限って言えば、先ほど来ご説明しているとおりです。委員がおっしゃるのは、このほかに何か手当てがないかという趣旨かと思えます。新しく発注する工事は、工事を発注する前に、できるだけ最新の資材価格を適用するということなので、今年度から、毎月、資材価格はできるだけ最新のものを使って、予定価格を積算するようにしています。

鈴木委員 そうですね。なるべく見直しを短くしてもらおうということがまず一つ。それから、山梨県内にも業者がたくさんいると思うんですが、景気のいい業者も景気の悪い業者も、仕事はしなければならぬ。やはりこういうところを改善していかないと、またつぶれる会社がたくさん出ると思うんです。だから、その辺も見越しながら、対策をとっていく必要があると思うんです。答弁は要りませんが、これからはおまた厳しくなると思うんです。その辺も考えながら、県の方向性を定めていただきたいと思います、これは要望にしておきます。

(ユニバーサルデザインについて)

仁ノ平委員 ユニバーサルデザインをテーマにお伺いしたいと思います。3月に本県のやまなしユニバーサルデザイン基本指針ができ、本年度から本格的に、全庁を挙げての取り組みが始まっています。UD推進における県土整備部の役割と伺いますか、姿勢、考え方はどのようなものか、まずお伺いしたいと思います。

小島道路管理課長 3月にやまなしユニバーサルデザイン基本指針が作成されています。その中の4つの項目の一つに、まちづくりという取り組み項目があります。その中で、多くの人々が利用する施設や道路などにおいては、利用者の視点に立って取り組みをし、だれもが暮らしやすいまちづくりにつながるということ書かれています。公共土木施設は、私どもが所管しているところですが、今後新たに整備する施設については、この基本方針に基づき、ユニバーサルデザインを取り入れた設計を初めからしていきたいと思っています。既存の施設については、大規模改修などの時点で、やはりユニバーサルデザインの取り組みを入れた改修をしていきたいと思っています。

仁ノ平委員 基本指針の中で4つの分野が示されていて、どれが大事で、どれが大事ではないということはないんですが、とりわけ今のお答えにあったまちづくりにかかわる部分は、障害をもった方や高齢者の方、そして、我々普通の者たちも動くのに大変大事なところだと思いますので、ぜひ県土整備部として、まちづくりに強力にアプローチしてほしいと私も実は思っています。

それで、実は5年前から、ユニバーサルデザインを提唱させていただいています。しかし、前身の土木部、そして、県土整備部の答弁を求めるようなUDについて質問をしたことは、本会議、委員会を通じて、私はありません。今回が初めてです。伺いますのは、いろいろな県土整備部の職員の方とお

話をしますと、決まって、「我々はわかっています」という答えが5年間返ってきました。あるいは、「やっています」。いろいろお話を伺うと、確かにかなり前から、国土交通省がガイドラインという方針を定めて、決めて、指導していたという面もありますので、県の基本指針を作成するに当たって、「土木はわかっているんです。先生、ほかの部局が問題です」という発言を、かなりの土木関係の職員の方から聞いてきました。それで、確かに皆さん、意識されていて、質問するには難しいなという感触もあったものですから、5年間、県土整備部に向けての質問はありませんでした。

ここでもう一度、では、県土整備部は、国交省の指導も受けて、どのようにこれまでは取り組んできたのか、「わかっています」「やっています」という発言につながったその経過をお話しいただきたいと思います。

小島道路管理課長 特に歩道についてのユニバーサルデザインですが、ずっと昔、昭和50年、40年代後半から、新しい道路については、例えば国道140号の英和短大の前に、フラットという歩道をつくっていますし、昭和バイパスについても、いわゆるグリーンベルトをつくって、歩道をつくり、あわせて、その時期に他地域は、まだマウントアップの歩道をつくっていた時代です。その後、車道と歩道との境界がよくわからないという話があり、現在では、車道から5センチ上がった形、車道と歩道の境界で2センチ上がった形の、正確に言うとセミフラットですが、フラット型タイプの歩道をつくるようにしています。それはガイドラインに沿ってあり、そういった経過があります。

フラット化の事業ばかりではなく、昭和60年ごろは、コアロードといった事業があり、例えば朝日町とか、国道140号の岡島前のようなところは、商店街の活性化と合わせて、グレードアップする事業が進んできた。そういった経過の中で、平成になって、多分、波打った歩道は車いすの方、障害をもった方が通りにくいということから、今のガイドラインに沿った形の歩道が進んできたものと思っています。

仁ノ平委員 かなり前から、人にやさしい道路ということで取り組みが進んでいたのは承知しています。

さて、改めて県の基本指針もできたところで、今年度、UD関連予算は、全庁で64億が積算されていると聞いています。その中で、県土整備部はどのくらいの予算を占めているのか、伺いたいと思います。

小島道路管理課長 「チャレンジ ミッション'08」の予算のことだと思いますが、平成20年度については、歩道の 신설として、道路改良として歩道をつける場合、都市計画街路で歩道設置をする場合、単に歩道設置をする場合を合わせて、37億円です。それに、アップダウンのある歩道をフラット化する事業で17億円。それ以外に、河川の環境の整備をするという意味で、人が利用しやすいように、河川内に緩い斜度で入っていけるような事業が2億4,500万円ほど、合わせて56億円ほどあり、約9割を占めている状況です。

仁ノ平委員 UD関連予算64億のうち9割を県土整備部が占めているということで、役割の大きさというものを痛感するわけですが、さて、「やってきました」「わかっています」というのは結構ですが、そういう皆さんから見た、本県の県土整備部関連のUDの進捗状況をどのようにとらえているのか、伺いたいと思います。

小島道路管理課長 歩道のフラット化については、約5割がフラット化されている状況です。これを多いと見るのか、少ないと見るのかというところですが、まだまだフラット化するべき道路はあるものと思っています。

仁ノ平委員 歩道のフラット化だけではなく、例えば県営住宅のUDや県関連の建物のUDについても言及していただきたいんですが、いかがでしょうか。

末木住宅課長 県営住宅については、バリアフリーという観点で整備を進めており、それが結果的に、ユニバーサルデザインになっていると理解しています。その具体的な内容としては、まずは玄関、浴室、トイレ、階段等に手すりの設置。そして、エレベーターの設置。これも今、3階建て以上のものについては、すべてエレベーターを設置しています。そして、流し台、洗面化粧台、浴室にレバー式ハンドルの水栓の設置をする。また、玄関等は、丸ノブでなくて、レバー式のノブにするということです。あとは、建物の入り口の部分はスロープにする。そして、室内については、原則として、段差のない床にしたり、通路や出入り口については、介助用の車いすの使用に配慮した幅員を確保する。

そして、これはまたちょっと広義の理解かも知れませんが、県営住宅に入居する世帯は、高齢の1人世帯、2人世帯、もっとそれ以上の、3人、4人世帯がありますが、その人たちに合った部屋、1DK、2DK、3DKという部屋も用意している。これらも広義なユニバーサルデザインではないかと理解しています。県営住宅への取り組みはおおむねこのような状況です。

仁ノ平委員 進捗状況は何パーセントですか。

末木住宅課長 県営住宅は既にお住まいの方が多いので、その室内を改造するのは、難しいです。そのため、建てかえの時期にそのような整備をしており、平成7年度からの建てかえのものについては、そのような設備をしています。それで、室内については、おおむね13%前後の戸数がバリアフリー化されています。ただ、階段の手すりは室内ではなく、外ですので、これはもう既に86%ぐらい設置してあります。

山本営繕課長 平成17年に、「ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン」が全国営繕主管課長会議において示され、国においても、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」が設けられ、そういったものに沿って、営繕課では、ユニバーサルデザインについて取り組みを続けてきました。本年の3月には、県独自で「公共建築のユニバーサルデザインに関する指針」を設け、それに基づいて取り組んでいます。ちなみに、その指針では、5分野41項目の評価項目を設けて、設計・施工段階から、その指針に基づいてチェックし、最終的に工事が完了した段階で、それぞれ職員間で評価、検証をするという取り組みをしています。

今までのユニバーサルデザインの取り組みについて、先ほど、段差の解消というものがありましたが、指針の中での評価項目を説明しますと、例えば41項目のうち、単純明快にわかりやすい情報の提供ということで、必要な場所で必要な情報が得られる情報提供。操作のしやすさ、わかりやすさということで、操作ボタン等は操作しやすい大きさ、形状等に配慮。室内のカウンターの高さ等については、だれもが使いやすいように配慮。それから、移動空間に関しては、単純かつ明快でわかりやすいサイン計画。円滑な水平

移動の確保ということで、歩行者用通路には段差を設けない。やむを得ない場合には、段差とスロープを併設。垂直移動に関しては、異なる階への移動手段としては、原則としてエレベーターを設置。階段とエレベーターは近接して設置。そのような評価項目を41項目設け、それぞれ職員がユニバーサルデザインについては概念としては十分理解していますので、さらにそれを目に見える化、意識づけ化するために、そういう評価項目を設けて、取り組んでいるところです。

仁ノ平委員 全ての分野で早く100%を実現していただきたいわけですが、歩道のフラット化に話を絞りますと、現在50%ということです。ちょっと調べていただいたところ、なかなか他県の記録がないために、他県との比較ではわかりませんが、本県は意識して、それを50%達成しているんだという数字を把握しているだけでも、それは意識化という点ですごいなと思ったところです。

さて、50%ですが、あと50%はどれくらいかかりますか。

小島道路管理課長 現在、社会資本整備計画の中で、5年間で20キロという整備目標がありますので、年間4キロ程度の進捗で今、進めているところです。

仁ノ平委員 何年で終わりますか。

小島道路管理課長 単純に割ると、30年とかになります。人家が沿道になく、ずっと出入り口がなければ、マウントアップのままで支障がなく、市内においても、例えば学校の敷地に接するところは、そこだけやればいいので、100パーセントになるのがいいのかはちょっと問題もあろうかと思いますが、なるべく高い数字に持っていくのが望ましいと思っています。

仁ノ平委員 今年度は12キロですね。たしかそうですね。

小島道路管理課長 新設が12キロで、フラットが4キロになります。

仁ノ平委員 本年度から本格的に推進されるということです。その中でも、社会資本整備は、いろいろな方が町に出てくるのに大事な下支えになるものだと思います。必要条件だと思っています。県土整備部の関連では、取り組みの歴史もありますし、また、県のUD関連予算の9割ということで、予算の割合も高い、期待も大きい。また、役割も大きいかと思っています。県のUD推進をわかっている皆さんのことですので、ぜひイニシアチブをとり、そして、やったことに対しては、ぜひ県民へのPRも忘れずにして、県民がUDの考えを学んでいけるようなPRをしつつの実践であってほしい、そして、予算もしっかりとっていただきたい、主張もしていただきたいとお願い申し上げ、終わりにします。ぜひ精力的にお願いします。

(木造住宅の耐震改修促進計画について)

樋口委員 まず、木造住宅の耐震改修促進計画について伺います。岩手・宮城の内陸地震がありましたので、耐震診断あるいは改修の必要性を訴える機会になると思いますし、内陸地震という言葉、あるいは東海地震という言葉が山梨に非常に近いので、今回さらに、特に高齢者に向けての有意義な制度ができたということは歓迎するわけです。

具体的に調査が必要な木造住宅は何軒で、どういう目標を持ってやる制度が教えてください。

望月建築指導課長 平成15年の住宅統計調査をもとに、17年度の値をもって、昨年、耐震改修促進計画を策定しました。その中の数字においては、昭和56年以前で耐震化ができていないと思われる木造住宅の戸数は約9万戸ととらえています。

樋口委員 目標についてはどうですか。

望月建築指導課長 17年度の耐震化率は、72.3%に該当します。それを平成27年度末、いわゆる10年後の計画として、90%に上げたいという計画を策定しています。

樋口委員 全額補助ですから、非常に利用しやすい制度だと思いますが、聞くところによると、全市町村対象となっていますが、利用率が年々減っているとのことです。自分の地元の甲府でも、身近な方々にお勧めをして、診断を受けている方もいますが、口では受けると言っているが、なかなかそのままになっている方もいます。宮城・岩手の地震がありましたから、また注目し、自分のことととらえる人が多くなるとは思います。年々減っている理由や傾向について教えてください。

望月建築指導課長 診断については、平成15年度から助成制度を実施しており、これまで一番多いときの平成16年度、17年度においては、年間、それぞれ1,000戸ずつ診断の申し込みがあり、やってきました。それで、昨年まで5年間の実績が3,990戸となっています。ところが、16、17をピークとして、18、19は若干落ちていますが、減っているという状況で私どもが思いますのは、既に耐震意識が強い県民の方は積極的にみずから手を挙げて、受検をした。あと、県と市町村が一緒になって助成する制度で、今、県民の方に一生懸命PRをしているところですので、まだこの制度をご承知でないという方は大分減っているのではないかと思います。ただ、今後もさらに、自治会の末端の方々にまで、こういった制度が無料で受けられるんだということを一生懸命PRして、実績を上げたいと考えています。

樋口委員 診断を無料で受けて、その後どうするかについては、また、補助制度がありますから、それを利用するのか、あるいは、もう少し待って、新築か改築をするのかという選択はそれぞれだと思いますが、やはり今、パンフレット、リーフレットという話もありましたが、できるだけ多くの県民に利用してもらおうということはやはり必要だと思います。そして、それぞれの実態に合わせた判断をそれぞれができるようにすることまでは行政がする最低のことかなと思います。

市町村と連携していると言われませんが、そうしたリーフレットなどは建築指導課でつくっているんですか。

望月建築指導課長 リーフレットなり、パンフレット等をほぼ毎年作成し、市町村に配付をしています。さらに、今年度は、岩手の地震があったり、中国四川省の大きな地震があったものですから、私をはじめ、うちの職員が全市町村にお邪魔をして、促進の必要性を県民の方にPRしていただくと同時に、県の助成制度

も今年、拡充しましたので、その辺もPRをしながら、ご理解をいただいて、各市町村の県民の方々により一層のPRをさせていただくという状況です。

樋口委員

全国で、静岡県に次いで2番目に、これからの数年にわたって、一定程度の地震が来る確率が高いのが甲府だなんていうことも言われています。降水確率が高いときには傘を持って外へ出るんだから、とよく甲府市長が言いますが、引き続いて、県から市町村に指導といいますか、連携を図っていただくことを望みます。

(建設産業の活性化支援について)

次に、建設産業の活性化支援について伺います。建設業対策室は4月にできましたが、それ以前に既に対策あるいは相談業務をしていることは承知しています。私自身もいろいろな方から相談を受けて、自分がわからないものですから、それぞれ皆さんのほうに振って、お世話になっていることにお礼を申し上げたいと思います。大変厳しい環境の中で、既にこの対策室が、経営力の強化、新分野進出、企業合併の3点について、それぞれ支援をするなり、相談を受けていると思います。今現在、何名体制でこの仕事をしているのか、まずお聞きします。

斉藤建設業対策室長

全部で8名で、正規職員が5名、非常勤職員が2名、臨時職員1名です。所管している事項は、建設業の活性化支援のほかに、建設業の許可、経営事項審査などを所管しており、建設業の活性化で何人というのをはっきりは言えないわけですが、それぞれがいろいろな仕事を持ちながらやっているということになります。

樋口委員

8名で、それぞれ、そのほかに許可とか審査を加えて、いろいろな仕事をやっているということですね。正規が5名で、あと非常勤2名、臨時1名という話ですが、もちろん皆さんも専門的な知識をお持ちで、今の8名のほかにも、横の連携でそれぞれ補完し合っていると思いますが、相談診断業務に携わる専門的な方はどういう方が入っているんですか。

斉藤建設業対策室長

非常勤のうち1名については、経営相談業務の専任になっています。本年度採用し、今まで商工団体の中小企業団体中央会の事務局長をしていた方で、こうしたことについては実務の経験がある方たちを集めています。

樋口委員

私どももほんとうに日常的な自分たちの活動の中でそういう話をすごく聞きますので、皆さんのほうにもいろいろな相談がかなり寄せられると思いますが、経営力の強化、新分野進出、企業合併のうち、企業合併はまだ相談があるかもしれませんが、具体的にどのような内容が多く、どのような指導をしているのか教えてください。

斉藤建設業対策室長

今年度から、専任の相談員を置いて、経営相談窓口を設置しています。4、5、6月で延べ相談件数が49件、事業所の実数で25件です。内容的には、新分野進出が約7割を占めています。実際にどのような答えをしているかということですが、新分野進出といってもいろいろなレベルがあります。介護

関係に出たいがどうすればいいかというところもあれば、かなり計画を煮詰めてきて相談をして、補助金はどうですかとか、こんな経営の計画でうまくいくんだろうとか、いろいろなレベルがあります。まず、そんなにレベルが進んでいない場合は、例えば介護関係ならば、県のこういうところで情報をとってくださいとか、農業の関係ならば、農業の部門で情報をとってくださいとか、こういうところをもう少し詰めて、また来てくださいという格好で進めています。

相談窓口のほかに、派遣相談といって、専門家を派遣できる相談制度もつくっています。難しいケースの場合は、専門家を頼んで、企業に派遣をするという格好をとっています。

樋口委員

建設業界の厳しさはもちろん本県だけではなくて、全国的な流れ、問題だと思えます。私どももいろいろなところで勉強会をしたり、皆さんもそれぞれのところへ行っていると思いますが、先進事例、成功事例、ノウハウ等を広く研修するセミナーや研修会ももう既に開いた、あるいは計画があると聞いています。その実施状況あるいは計画について教えてください。

斉藤建設業対策室長

セミナーの関係ですが、一つは、「新分野進出スタートアップセミナー」といって、これは新分野の進出を検討している建設業者を対象にしたセミナーです。これを6月20日と27日の2日間をかけて行いました。参加者は、定員30名でしたが、38名参加しました。非常に関心が高かったと考えています。

それから、経営力の強化ということで、経営セミナーをこれから開催することにしていきます。これは基礎コースと応用コースがあり7月に開催するわけですが、応募状況については、基礎コースが、定員40名のところ41名、応用コースが、定員30名のところ、今のところ21名という応募状況になっています。

樋口委員

やはりかなりの需要といいますか、対策室が求められていて、受け皿が必要だったということがよくわかりますが、その役割を果たしていくには、介護をやるんだったら福祉保健部に行ってくださいとか、処分場をつくるんだったら環境へ行ってくれ、野菜をつくるんだったら農政に行ってくれというのではなくて、例えばあらかじめ相談する事項がわかっているならば、そういったものをそろえておいてやって、ある程度ワンストップでパパパッとわかるようなやり方ができればなおいいかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

斉藤建設業対策室長

特に新分野進出等に当たっては、県庁内部の関係部局との連携や、関係団体との連携が必要になってきますので、6月16日に、やまなし建設産業活性化支援対策会議を発足させました。構成メンバーとしては、関係部局が福祉保健部、森林環境部、商工労働部、農政部、関係団体が中小企業団体中央会、商工会連合会、山梨労働局、商工会議所連合会、山梨産業支援機構、雇用・能力開発機構山梨、建設業協会、山梨県農業会議といったところです。

ここで、こういった対策会議を足がかりにして、例えば情報の提供は、それぞれのところで情報は提供しているわけです。私どものところでも、ホームページを利用して、いろいろな情報を体系的に整理して、いろいろなほか

のところの情報も取り込んで、わかりやすく提供していきたいと考えています。また、相談対応に当たっては、相談に見えられた方をすぐにほかに回してそれで終わりというのではなくて、できるだけ丁寧に、その後もフォローもするという形でやっていきたいと考えています。

樋口委員

ぜひお願いします。先ほど、活性化対策会議を立ち上げたということですから、そうなればなおさら、そういったところで横の連携ができるのではないかと思いますし、またできなければ意味がありません。前回のこの委員会の議事録を見ましたが、森林環境部で路網の整備などいろいろな質問をし、議論をしていました。また、旧土木部の中でもやりとりがありました。森林環境部、あるいは農政部は、どうも、言われたら相談に乗ってやるよという感じの答弁のような気もしていました。でも、その対策会議ができれば、例えば農政部関係の耕作放棄地や森林環境部関係の路網整備も、機材を持っている建設業の手がそこに入ることによって、どちらも進むのではないかと、産業として厳しいところがどちらも少し光が当たるのではないかとということで、商工会議所や中央会などの、いろいろな関係の民間部署もありますが、それぞれが責任を持ってやれるようなとりまとめをぜひ対策室でしてもらいたいと思います。

斉藤建設業対策室長

とにかくこの事業をやっていく上で、いろいろなところとの連携が非常に大切であると、3カ月やってみて強く感じていますので、そういう点については、これから一生懸命やっていきたいと思っています。

(入札制度について)

堀内委員

入札制度について、二、三点お聞きしたいと思います。まず初めに、最近、総合評価方式という制度が行われていますが、その種類はどのくらいありますか。

井上技術管理室長

種類というのは、規模というふうに受けとめました。小さい工事から大きな工事まであります。本県で種類として想定しているのは、小さいほうから、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型という4種類に分けています。

堀内委員

総合評価方式というのは、私も非常にいい方式だと思います。当初は施工計画書をかなり細かく出していたそうですが、最近は簡易タイプが非常に多いということをお聞きしています。その辺はどうですか。

井上技術管理室長

施工計画というポイントについて、受注を希望する方から提案をいただいています。その項目があまりにも負担にならないように、特に今年度4月から、基本的に5,000万円未満の工事に採用している特別簡易型については、施工計画を求めないことにしています。それから、5,000万円から1億円の工事に採用している簡易型については、従来は施工計画の項目が2ないし3項目でしたが、これを1項目でもいいというふうに簡素化しています。

堀内委員

当初の評価方式ですが、現場サイドへ行き、いろいろな角度から、工事を予定するものを見て、そこでいろいろ考えられることを協議しながら、施工

計画書に盛り込んで提案していくとか、品質に関しても、非常に吟味されるということをお聞きしました。最近は、その辺が施工計画書に出ていればマルだよ、施工計画書がちょっとおかしくても、出ているから三角だよ、出ていなければバツェンだよというようなことで、実際の点数の評価が薄れているのではないかとということをお聞きしています。それはやはり簡易タイプになると、そういう現象になるわけですか。

井上技術管理室長 いわゆる評価する部分が以前より少なくなってきたのではないかとご意見だと思います。総合評価については、昨年から本格的に取り入れ、昨年は3,000万円以上の工事のうちの1割、10%について、まず始めました。それから、今年は3,000万以上の案件のうちの約3割に拡充していくという中で、いろいろ総合評価に携わった業者の意見なども聞きながら、ある意味、手探りの部分もあります。これは国でも同じです。さらに来年は50%にしたいと思ひますし、再来年は90%にしていく予定です。ですから、その中で、よりよい方向を探っていくということになります。施工計画についても簡易にしたほうがいいという意見もありますし、もっと充実したものにという意見もあります。いろいろ意見を聞きながら、よりよい方向を探っていきたいと思ひています。

堀内委員 その総合評価方式については、例えば施工計画書をかなりの面で提出して、それをやはり審査するほうが非常に手間もかかるし、難しいところもあるということもちょっとお聞きしています。その辺で大分、簡易タイプになってきたということをお聞きしましたが、私とすれば、やはり真剣な目を取り組んで、工事の優良化を図っていただければ、非常にいい評価方式ではないかなと思ひます。ぜひそんなことを続けていただきたいと思ひます。

2点目に、経営審査事項についてお聞きします。この4月に、経営審査事項が何か変わったということをお聞きしていますが、どんなふうに変ったか、聞きたいと思ひます。

齊藤建設業対策室長

この4月から経営事項審査の項目とウエートが変わっています。大きな変更点としては、まず規模を見るところで、完成工事高のウエートが、今まで全体の35%を占めていたものが25%になりました。もう一つ、今まで規模を見る面で、自己資本額と職員数で見ていたところが、项目的に自己資本額と利益額、すなわち職員数が利益額に変わった。ウエートが10%のものが15%に増えた。

それから、経営状況分析という、いろいろな、例えば純支払利息比率とか売上高経常利益率といった比率で見るところがあるわけですが、これはウエートが20%で変わりませんが、評価項目で売上高対経常利益などの中身がちょっと変わりました。

それから、技術力のところですが、今までは技術職員数だけだったものが、技術職員数と元請完工高というものになりました。これが、ウエートも20%だったものが25%になりました。

その他の事項については、ウエートは変わらず15%で、若干、建設業の経理の状況、研究開発の状況、法令遵守の状況などが加えられました。以上が大まかな改正点です。

堀内委員 先日、ある業者から陳情があり、売り上げも変わらない、利益も変わらな

い、人数も変わらない、技術者も変わらないということで、その業者が県に経営審査事項を提出したそうなんですが、そのシミュレーションをしたところ、点数が非常に落ちたということをお聞きしたんです。落ちたということは、やはり大手志向というんですか、国のほうでそういうようなことがあるのかなという感じがするんですが、その辺はどういう見解ですか。

斉藤建設業対策室長

例えば完成工事高についてはその割合が下がっているわけですから、必ずしも大きい完成工事高を持っているところが有利な改正だったとは言えないわけですが、例えば、今度は利益額は絶対値で見ますので、それは大きいところが有利かなとか、いろいろな要素があり、一概に大手が有利だとは言えないのではないかと考えています。

堀内委員

山梨県は中小零細企業が非常に多いわけですが、もし今までどおり経営審査事項を出して、点数が下がったようなことがあれば、やはりその辺は、今までのランクの見直しというか、その辺もある程度下げてくださいということをしていただかないと、県内の大手志向ということになるのではないかなとちょっと危惧しているところもあります。その辺はどういうふうに今からする予定ですか。

小幡県土整備総務課長

今、堀内副委員長さんから、ランクのお話が出ましたが、現状の各ランクの業者数を参考までに申し上げます。全部申し上げるのは時間がかかりますので、土木一式ということで申し上げますと、Aランクが67、Bが176、Cは257、Dは260、これは県内の業者ですが、合計で760ということになっています。経営審査等におけるランクづけの結果については、結果を見て、あまりAに偏らない、あるいはBに偏らない、その辺の均衡をとることも考慮して、あわせてそういうことも考えています。

堀内委員

できるだけ、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

最後に、もう1点だけお聞きします。今、どの業界も悪く、特に山梨県において、建設業界が非常に衰退しているわけですが、時々新聞でも拝見しますが、最近、かなり大きな業者の倒産ということが見受けられます。そんな中、建設業者の下請をやっている業者に対して、今、県として、例えば金銭的な支援をすとか、そういうことは私も承知しています。いろいろな業種があるわけですが、例えば下請業者の中には、たまたま県に経営審査事項を出して、県の工事を受けているというような業者もいるわけです。

例えばそういう業者の負債というか、不渡りによりお金がないということで、その会社も非常に苦しいわけです。また決算をしたときに、そういうものが利益として反映されないために、経営審査事項の収益性に響き、ランクが落ちてくる。そうすると、お金でも引っかけ、なおかつ、今後、県工事をとろうとしても、やはりそういうところの体制が整っていないためにとれないということもあるわけです。

県工事の中には、客観的点数や主観的点数というのがあるのは承知しているところですが、特に経営審査というのは国で定めていますので、基本的なものはおそらく変えられないと思います。山梨県においては、主観的点数の中にそういうものを考慮して、何とか支援をしていただければいいかなと思いますが、その辺はどういう見解か聞かせていただきたいと思います。

小幡県土整備総務課長

経営審査に関連する主観点からのいわゆる赤字に対する評価の緩和、こういう観点からということになると、率直に申し上げて、大変難しいかなと考えます。

現在、平成21、22の両年度の入札参加資格審査の主観点項目について検討を進めており、本年度中にはこのあたりを表に出していこうと考えています。この中で、県内の建設業協会の皆様のご意見等をお伺いするとともに、各都道府県での状況も参考にしたいと考えています。ちなみに、各県などを見ると、主観点の項目としては、技術力、安全対策、ISOの取得の有無、防災協定、新分野進出等について考慮しているという状況はありますが、赤字になった場合に、その半額を薄めて評価しようというのは、評価の観点がちよっと違いますので、こういった観点からは非常に難しいかと思えます。

また、企業が赤字になったからといって、これを即座に入札の参加資格がないという判断はしていませんので、この辺もご考慮いただければと思います。

堀内委員

大体そういう話になるのではないかなとは思っていたんです。実際に、やはり企業として赤字を出すということ自身が非常にまずいことなんですけど、ただ、今、業界も非常に冷え込んでおり、かなり無理をしてとりにいくという場合があるんです。その場合、やはり末端経営者がそういうところに引っかかってしまうということもかなりあるわけなんです。難しいかもしれませんが、できれば、そのようなことを頭の隅に入れていただいて、何か改善するようなときがありましたら、ぜひ入れていただきたい項目の一つにしたいと思っています。

(単品スライド条項の運用について)

白壁委員

単品スライドというのは、実質的に、燃料と鉄ということですが、先ほど課長さんが、鉄は適用の可能性があるとされました。燃料はどういうふうにお考えですか。

井上技術管理課長

燃料についても、まだかなり不確定な要素があります。可能性とすればありますが、鋼材よりも可能性としては低いのではないかと思います。

白壁委員

いずれにしても、燃料というのは、重機を借り上げるときの燃料だったら、話は少しわかるんですが、そういう工事はほとんどないじゃないですか。例えば代替表の中の油脂や軽油に入ってくるんだったらわかるんですが、でも、そういうものは、ほとんどないですね。それで、表に出てこないじゃないですか。平米幾ら、メートル幾らと材料の中に入ってしまったら、表に出ないわけなんです。それを足して行って1%ということはないわけなんです。今回のスライド方式の1%というのは、燃料はほとんどないなと思っています。鉄についても、例えば橋梁のピアの部分については、大体、立米当たりの鉄筋補強比率は2%と聞いている。2%なんていうと、どんなものなんですかね。例えば上部工の場合には、多少の鉄筋などの量が出てきて、鋼材の量が出てくれば、多少はあるかもしれない。だけど、基本的には、僕は今回の単品スライドというやつは、それほど影響というか、実質的に申請はないと思っていますが、どうですか。

井上技術管理課長 単品スライドは、1つの工事が終わるときに、工期内の資材価格の上昇を踏まえて、その時点で算定します。ですから、工期が特に長い工事や、橋梁関係で鋼材、いわゆる鉄筋を多く使っている工事等では、今後の資材価格の上昇が何ともわかりませんので、あくまでも現時点では、可能性はあるということです。

白壁委員 せっかくつくったものですから、可能性がゼロとは言いません。でも、実質的に見ていけば、多分そんなには出てこないだろうし、25条第5項の「著しく高騰」というのを1%にしてあるということですね。そこは例えば多少のことがあっても、業者はのみ込むと思うんです。私が言いたいのは、25条5項の中には、決して単品スライドとは書いていないし、そこには鉄とも燃料とも何も書いていない。その中には、著しく上がった材料やその辺のものについて、甲乙で、下がったら乙から甲へ、上がった甲から乙へというやつですよ。

それから、例えば、今、合材というものがありますね。年に何回単価を取り直しているんですか。先ほど答弁の中で、毎月見直しということ言われましたね。今月から毎月単価が変わって、いわゆる積算も全部変わってくるということでしょうか。

井上技術管理課長 毎月単価が変われば、新しく予定価格を積算する場合に、その新しい単価を採用していきます。

白壁委員 毎月、単価が変わるんですか。だけど、それは業者も大変だけど、積算も大変だし、設計も大変ですよ。その単価調べは調査会でやるんですか。建設物価調査会で全部委託してやるんですか。そうすると、その予算もちゃんと盛って、毎月、単価を調査するということですね。

井上技術管理課長 毎月の単価は、物価調査会の市販の物価本を採用します。

白壁委員 大口需要だの、小口需要だの、大口と小口の間がないとか、現場に引き上げで、決済が手形120日以内とか、いろいろ書いてあって、そのどこの単価を使うんですかね。例えばあれを毎月見て、業者は業者で積算ソフトがあって、積算の中に打ち込んで、経費を出しながら、このぐらいだったらいけるんじゃないかというところを出してくるわけですね。皆さんの予定価格も変わるんだから、それもみんな変えていくということでしょうね。今までは、たしか年に2回だったですね。そうじゃないですか。年に2回ぐらいの単価の見直しだったですね。春と秋だったですね。これが今度は毎月変わってくる。

合材の話をちょっとしたいんですが、昔、アスファルトストレートというやつは、トン2万ぐらいだったんです。今、10万するんです。粗骨材、細骨材があって、アスファルトストレートがあって、似たものが合材というやつですね。ほんとうにここがすごく上がっているんです。例えばコンクリートだって、全く同じなんです。主要な材料が例えば、合材であったり、こういう一番量の多いものを1%以上というものの中に入れてないと、鉄筋は多少のことはあるかもしれないが、特に燃料なんていうのは、そんなに影響しないと思う。この点いかがですか。

井上技術管理課長 委員がおっしゃっているのは、単品スライドの中での、いわゆる対象とす

る資材が、合材あるいは生コンの場合には対象にならないかということだと思います。これについては、全国の統一的な運用ルールとして、国土交通省が、今回の場合は燃料、鋼材と指定したものです。

白壁委員

国交省が言ったから、山梨もそうする。そうかもしれませんが、九州と北海道では労務単価も違う。例えば普通作業員にしても、特殊作業員にしても、違うわけです。それは何が違うかというと、単価が違うわけです。調べていったら、人間の日当が違うからなんです。みんな、単価は違うんです。それを一律同じように、国交省が言うからといって、国交省のやり方をそのまま持ってきて、全国一律、燃料と鉄筋だからと言っても、100%あるとは言いませんが、中には鉄筋だけ高い地域があるかもしれない。中には、燃料だけ安かったり、高かったりする可能性もないこともない。

だから、やはりそういうものの中でもいろいろ考えてやっていかなければだめだと思うんです。何でもかんでも国交省の言うことを全部聞くことはないと思うんです。僕はこの地域なら地域でやることを考えたほうがいいと思う。私も自民党ですが、これは、政府の与党が、何とかこうやって建設業の対策もやっているが、あんまりお金も出せないから、一番影響のないところへ持っていったと思うんです。

(公共事業費の削減について)

次に、今、公共事業の予算を毎年4%、準公を8%減らしていますね。今度、それを補てんするために、自立活性化交付金で相当なお金を国から引っ張ってきて、これは立派で、大したもんだと思って、ほんとうに褒めているんですが、このまま公共もずっと減らしていったら、いつかゼロになるんですかね。これからずっと4%だとか8%だとか減らしていく予定ですか。どこかでとめるんでしょうか。

小幡県土整備総務課長

いわゆるマイナスシーリングのことですが、対前年度比で、公共事業費についてはマイナス4%、県単公共事業についてはマイナス8%というマイナスシーリングを行っています。

これをいつまでというご質問ですが、これは非常にお答えしにくいんですが、当面のお答えとさせていただきたいのは、昨年12月に行政改革大綱を策定したところで、現在、この線に沿って、シーリングを進めています。これは平成22年度までマイナスシーリングを行っていくということです。23年度以降はその時点での経済の状況あるいは県財政の状況を見きわめて、また考えていく形になります。

白壁委員

だんだん先細りで、都内だったら多少はいいでしょうが、我々のようなこんな田舎へ来ますと、基盤整備が満足にされていないですね。そういうところも同じように、国は国として、どんどん使えと言って、補助を出す。それで、自分たちで裁量権がなくなるほど、どんどん借金を増やして行って、自由に使える金は今、山梨県は7%か8%ぐらいしかないんでしょう。そのくらいまでも徹底的に痛めつけられているわけです。

かといって、それが今度は内容が悪いからといって、工事をするな、借金を返せ。だから、マイナス何%ずつかシーリングを下げていくしかない。それが現状なわけなんです。このままいったら、ほんとうに整備できないです。おくれるだけ。

(入札制度について)

さて、そこで、先ほども経営審査の関係の話もありました。プロポーザルを昔やったと思いますが、職員の方々が厄介なのはよくわかりますが、もう一度、VEだとか、プロポーザル方式を考え出したほうがいいと思うんですが、これについてはどう考えますか。

井上技術管理室長 VE方式あるいはプロポーザル方式は、いろいろな提案を工事の中へ一緒に組み合わせしていくという手法です。現在、それと方向が同じようなものとして、総合評価方式があり、この中で、いろいろな提案、施工計画等を踏まえて、進めていきたいと思っています。

白壁委員 施工計画だとか、準備工の段階のものとはまた性格がちょっと違ったりしている。

今、たまにやられているというのは、コンサルとか、設計業務が主でやっているんでしょうが、実質的には、県内の業者はそれなりの技術を持っていると思うんです。県外ではやられているところの実例もありますし、今でも、全面的とは言いませんが、取り入れているところもあります。総合評価方式とはまた別段の、いわゆる提案型ですから、こういうものはぜひお願いしたい。

だけど、大変。百も承知だが、今からだんだん予算が少なくなっていって、工事量を確保しなければならない場合には、知恵を使って、自立活性化交付金を国から幾らでもとってくる。これも知恵を使った。だが、今度は違うところに頭脳を使って、知恵を使っていって、少しでも工事量を確保する。

その中で、今度は総合評価方式でダンピングを防ぎながら、そして、業者が架空の請負契約書で水増ししないように管理をしながら、なおかつ、品質管理もとりながら、日常管理もしっかりさせながら、出来形もしっかりとって、すばらしい商品をつくりながら、業者を育てていくと、これが一番ベストなわけです。そのうちの一つとしては、予算がない中でやるには、プロポーザル的なものが必要だと、これはちょっと言い切りたいと思います。

それと、もう1点、舗装は実績値とかというやつで、なかなか一般競争入札の参加資格に入れられないんです。それも実績が県工事というところに限られているようですが、この点について、どうでしょう。

井上技術管理室長 一般競争入札における参加資格要件の中で、対象工事と同種工事の施工実績を求めます。舗装工事においては、現在、施工実績を県発注の舗装工事としています。

白壁委員 県発注の規模の同種の工事の同金額以上程度というやつですか。「以上」と書いてありますが。

井上技術管理室長 金額、規模については、該当工事の半分程度と考えています。

白壁委員 半分程度ということは、例えば総合評価が3,000万以上で、前年度10%、今年もやるということですが、3,000万以上ということは、1,500万円の同規模の県工事の舗装工事を受注した者であれば、それで実績が出るということですか。

井上技術管理室長 そのとおりです。

白壁委員 なるほど。そこで、まず鶏をつくるのには、卵がなければできません。その卵をつくるのには、鶏をどこかから借りてくればいいんですが、今、それが借りてこられないんです。だから、まず卵をつくってやらなければならないと思うんです。この卵は県工事という卵です。これがなかなかほかから持ってこられないですから、次の新たな人たちが入れないというのが現状なんです。

そこで、市町村だって、同じように公共事業をやっているんです。市町村レベルの舗装工事の実績をその中の実績に入れてやれば、業者に門戸が開けるんです。これも小零細企業の育成のために、僕は必要だと思うんです。

そこで何とかなれば、まずBランクでも、Cランクでも、3,000万以上でも何でもいいです。一たんそこへ入ったら、だんだん自分で実績をつけさせる。今のままでいったら、数が少ないですから、もしかすると、談合の温床になるんじゃないか。昔は、プラントがあって、フィニッシャーがあって、ローラーがあって、何とかじゃなければだめだとかと言っていた。だが、今は実績だから、違うよね。そこへ門戸を広げてほしい。いかがでしょうか。

井上技術管理室長 舗装工事の品質を確保するために、県発注の舗装工事としていましたが、市町村工事についても、工事の規模や内容によっては、実績としていかがかという点について、今後検討していきたいと思います。

白壁委員 ぜひそういう方向で考えていただければ、だんだん少ない、限られた中で、業者も自分たちでも努力すると思いますので、ぜひ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査は来る8月25日から27日まで九州方面で実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以 上

土木森林環境委員長 山下 政樹